

スペイン

商標法

2001年12月7日法律 No. 17/2001

2019年1月14日施行

目次

第 I 部 一般規定

第 1 条 適用範囲

第 2 条 権利取得

第 3 条 適格

第 II 部 商標の概念及び登録拒絶事由

第 I 章 商標の概念

第 4 条 商標の概念

第 II 章 絶対的禁止事項

第 5 条 絶対的禁止事項

第 III 章 相対的拒絶事由

第 6 条 先の商標

第 7 条 先の商号

第 8 条 登録された周知及び著名な商標及び商号

第 9 条 他の先の権利

第 10 条 代理人又は代表者の商標

第 III 部 登録出願及び手続

第 I 章 登録出願

第 11 条 出願

第 12 条 出願要件

第 13 条 出願日

第 14 条 同盟優先権

第 15 条 博覧会優先権

第 II 章 登録手続

第 16 条 認容可能性及び方式の審査

第 17 条 出願の転送

第 18 条 出願の公告

第 19 条 第三者の異議申立及び意見書

- 第 20 条 実体審査
- 第 21 条 出願の停止
- 第 22 条 出願の決定

第 III 章 手続に関する一般規定

- 第 23 条 出願の取下, 限定及び補正
- 第 24 条 商標出願又は登録の分割
- 第 25 条 権利の回復
- 第 26 条 手続の停止
- 第 27 条 行政処分 of 再審理
- 第 28 条 仲裁
- 第 29 条 通知
- 第 30 条 記録の公衆閲覧

第 IV 部 登録商標の存続期間, 更新及び補正

- 第 31 条 存続期間
- 第 32 条 更新
- 第 33 条 訂正

第 V 部 商標に対する権利の内容

第 I 章 商標の登録及び出願の効果

- 第 34 条 商標により付与される権利
- 第 35 条 辞典における商標の複製
- 第 36 条 商標権の消尽
- 第 37 条 商標権の制限
- 第 38 条 暫定的保護

第 II 章 商標の使用義務

- 第 39 条 商標の使用

第 III 章 商標権を侵害する行為

- 第 40 条 民事訴訟及び刑事訴訟の可能性
- 第 41 条 商標所有者により提起することができる民事訴訟
- 第 41 条の 2 商標侵害訴訟手続における後の商標の所有者の権利の保護
- 第 42 条 損害賠償の原因
- 第 43 条 損害賠償額の算定
- 第 44 条 強制的賠償金
- 第 45 条 訴訟の時効

第 IV 章 財産権の対象としての商標

- 第 46 条 通則
- 第 47 条 商標の移転
- 第 48 条 ライセンス許諾
- 第 49 条 権利変更の登録申請
- 第 50 条 権利変更の登録手続

第 VI 部 商標の無効及び失効

第 I 章 無効

- 第 51 条 絶対的無効理由
- 第 52 条 相対的無効理由
- 第 53 条 後の登録商標の無効の宣言を妨げる先の商標の識別性又は名声の欠如

第 II 章 失効

- 第 54 条 失効
- 第 55 条 不更新を理由とする失効
- 第 56 条 商標の放棄
- 第 57 条 商標の不使用による失効

第 III 章 通則

- 第 58 条 無効又は失効を求める申請
- 第 59 条 無効及び失効を求める申請の審査
- 第 60 条 失効及び無効の効果
- 第 61 条 司法上及び行政上の決定の最終性
- 第 61 条の 2 関連訴訟に関する規制
- 第 61 条の 3 登録簿への記入及び機関間の伝達

第 VII 部 団体標章及び証明標章

第 I 章 団体標章

- 第 62 条 概念及び所有権
- 第 63 条 使用規約
- 第 64 条 出願の拒絶
- 第 65 条 使用規約の改訂
- 第 66 条 無効理由
- 第 67 条 失効理由

第 II 章 証明標章

- 第 68 条 概念
- 第 69 条 使用規約
- 第 70 条 出願の拒絶

第 71 条 使用規約の改訂

第 72 条 無効理由

第 73 条 失効理由

第 III 章 通則

第 74 条 使用規約の公的性質

第 75 条 商標の使用

第 76 条 商標侵害を理由とする訴訟の提起

第 77 条 団体標章又は証明標章の移転

第 78 条 適用規定

第 VIII 部 国際商標

第 79 条 スペインへの領域拡張の申請

第 80 条 スペインにおける保護の拒絶及び付与

第 81 条 国際登録出願

第 82 条 国際出願の予備審査

第 83 条 国際登録の変更

第 IX 部 EU 商標

第 84 条 EU 商標出願

第 85 条 失効又は無効の後続宣言

第 86 条 EU 商標の変更

第 X 部 商号

第 87 条 概念及び適用規定

第 88 条 登録拒絶事項

第 89 条 分類及び適用手数料

第 90 条 登録により付与される権利

第 91 条 商号の無効及び失効

追加規定

経過規定

廃止規定

最終規定

付録

第 I 部 一般規定

第 1 条 適用範囲

- (1) 識別性のある標章の保護を目的として、次の工業所有権が本法に従い付与される。
 - (a) 商標
 - (b) 商号
- (2) 前号に示す権利に影響を与える出願、付与及びその他の法律行為又は取引は、本法及び本法の関連規則の規定に従い、商標登録簿に記入される。
- (3) 工業所有権関係法令の施行に際して自治州に委任された権能を害することなく、本法の規定に従い、商標登録簿は国内領域を通じて唯一無二であるものとし、かつ、スペイン特許商標庁により保管される。

第 2 条 権利取得

- (1) 商標及び商号における所有権は、本法の規定に従う有効な登録により取得される。
- (2) 商標の登録が第三者の権利の不誠実な使用又は法律上若しくは契約上の義務の侵害によって出願された場合は、被害を受けた当事者は、裁判所において当該商標の所有権を主張することができる。ただし、当該当事者が、登録日前に時宜を得た方法又は登録の公告日若しくは第 39 条に従い登録商標の使用が開始された時から 5 年以内に、請求を提起することを条件とする。請求が提起された場合は、関連の裁判所は商標登録簿への記入を目的として、スペイン特許商標庁に対してその旨を通知し、かつ、該当する場合は、商標登録手続を停止するよう命じる。
- (3) 請求を解決する決定の結果として商標の所有権に変更があった場合は、第三者のライセンス及びその他の権利は、当該第三者が自己への移転を請求することができる権利を害することなく、商標登録簿における新所有者の記入により効力を失う。

第 3 条 適格

- (1) 商標又は商号の登録は、公共団体を含め、自然人又は法人により得ることができる。
- (2) (1)にいう者は、スペインにおいて適用可能となった国際条約の規定の適用については、それが当該人に直接適用可能である限り、本法の規定に対して当該人にとってより有利であるすべてのものに関して、自己の利益のためにこれを援用することができる。

第 II 部 商標の概念及び登録拒絶事由

第 I 章 商標の概念

第 4 条 商標の概念

商標は、標章、特に語(人名を含む)、描画、文字、図形、色彩、商品若しくはその包装の形状又は音声とすることができる。ただし、当該標章が次のことに適していることを条件とする。

- (a) ある会社の商品又はサービスを他の会社の商品又はサービスから識別すること、及び
- (b) 所轄官庁及び公衆が商標の所有者に付与される保護の明白で正確な対象を決定することを可能にする方法により商標登録簿に表示されること

第 II 章 絶対的禁止事項

第 5 条 絶対的禁止事項

- (1) 次の標章は、商標として登録することができない。
 - (a) 第 4 条に適合しないために商標を構成することができないもの
 - (b) 本質的に識別性を欠くもの
 - (c) 商品又はサービスの種類、品質、数量、目的、価格、原産地、商品の入手若しくはサービスの提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標章又は表示のみからなるもの
 - (d) 通用語において取引上使用される誠実な慣行において常用されるようになった標章又は表示のみからなるもの
 - (e) 商品の実際の内容により課せられた形状若しくはその他の特徴、技術的成果を得るために必要な商品の形状若しくはその他の特徴又は商品に実質的価値を与える形状若しくはその他の特徴のみからなるもの
 - (f) 本法又は公序良俗に反するもの
 - (g) 商品又はサービスの内容、品質又は原産地であって公衆を誤認させる虞があるもの
 - (h) 原産地名称及び地理的表示に保護を付与する国内若しくは EU の法令に基づいて又は EU 若しくはスペイン国家が加盟している国際協定を理由に、登録から除外されるもの
 - (i) 伝統的なぶどう酒用語に保護を付与する EU の法令又は EU が加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの
 - (j) 伝統的特産品保証に保護を付与する EU の法令又は EU が加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの
 - (k) 植物品種の保護を定める EU の法令若しくは国内法又は EU 若しくはスペインが加盟している国際協定に従い登録された先の植物品種の名称からなる又はそれらの本質的要素において複製するものであって、同一の又は密接に関連する種の新たな植物品種を指すもの
 - (1) 適正な許諾が得られた場合を除き、スペイン、その自治州、その自治体、県又はその他の地方団体の盾、旗、勲章及びその他の記章を複製又は模倣したもの
 - (m) 所轄官庁により許諾されておらず、かつ、パリ条約第 6 条の 3 によって拒絶されなければならないもの
 - (n) 所轄官庁により登録が許諾されている場合を除き、パリ条約第 6 条の 3 に規定するもの以外の徽章、記章又は盾を含み、かつ、公益性を有するもの
- (2) 商標の登録は、当該商標が登録付与日前にそれについて行われた使用を理由に識別性を取得している場合は、(1) (b)、(c) 又は (d) の規定に従い拒絶されない。

第 III 章 相対的拒絶事由

第 6 条 先の商標

- (1) 次に該当する場合は、標章は、商標として登録することができない。
- (a) 同一の商品又はサービスを指定する先の商標と同一であるもの
 - (b) 先の商標と同一又は類似であり、かつ、標章が指定する商品又はサービスが同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商標を連想させる危険を含む。
- (2) (1)の適用上、先の商標とは、次のものを意味する。
- (a) その登録出願が審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日を有し、かつ、次の部類に該当する登録商標
 - (i) スペイン商標
 - (ii) スペインにおいて有効な国際登録の対象であった商標
 - (iii) 欧州連合商標 (EU 商標)
 - (b) (a) (i) 及び (ii) にいう商標の 1 が取下の対象である又は失効している場合でも、関連規則に基づいてその商標の経過年数を有効に主張する EU 登録商標
 - (c) 最終的に登録されることを条件として、(a) 及び (b) にいう商標出願
 - (d) 審査中の商標の出願日又は優先日にパリ条約第 6 条の 2 の意味でスペインにおいて「周知」である未登録商標

第 7 条 先の商号

- (1) 次に該当する場合は、標章は、商標として登録することができない。
- (a) 商標を求める商品又はサービスと同一の活動を指定する先の商号と同一のもの
 - (b) 先の商号と同一又は類似であり、かつ、標章が指定する活動が商標を求める商品又はサービスと同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商号を連想させる危険を含む。
- (2) 本条の適用上、先の商号とは、次のものを意味する。
- (a) スペインにおいて登録された商号であって、その登録出願が審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日を有するもの
 - (b) 最終的に登録されることを条件として、前号にいう商号出願

第 8 条 登録された周知及び著名な商標及び商号

- (1) 先の商標と同一又は類似の標章は、出願がなされた商品又はサービスが先の商標が登録された商品又はサービスと同一であるか否か又は類似するか否かに拘らず、先の商標がスペインにおいて又は EU 商標である場合は欧州連合において周知であり、かつ、正当な理由なく実施された後の商標の使用により、先の商標の識別性若しくは名声が不当に利用され得るか又は当該使用が当該識別性若しくは名声を害し得る場合は、商標として登録することができない。
- (2) (1)において想定する強化された保護は、著名な商号にも適用される。

第9条 他の先の権利

(1) 正当な許諾がなければ、次のものは商標として登録することができない。

(a) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像

(b) 公衆から見ると、出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標章

(c) 第6条及び第7条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により保護された作品を複製、模倣又は改作した標章

(d) 出願された商標の出願日又は優先日の前に商業取引において出願人以外の者を特定する法人の商号、名称又は事業名称であって、出願商標がこれら標章と同一又は類似し、かつ、適用範囲も同一又は類似するために、公衆の間に混同の危険がある場合のもの。この目的で、当該標章の所有者は、国家領域を通じた当該標章の使用又は周知性を証明する。これらの要件を充足した場合は、第3条に従いパリ条約第8条又は相互主義の原則を援用することのできる外国人は、同等の保護を享受するものとするが、ただし、当該外国人が自己の未登録商号のスペインにおける使用又は周知性を証明することを条件とする。

(2) 登録出願人を特定する名、姓、筆名又はその他の標章は、この部に含まれた登録拒絶事由の何れかに抵触した場合は、商標として登録することができない。

(3) 更に、商標登録は、原産地名称及び地理的表示の保護を定めるEUの法令又は国内法に従い、次の状況が発生する限りにおいて、拒絶される。

(a) 商標の登録出願日又は商標について主張された優先日前に、原産地名称又は地理的表示の出願がEUの法令又は国内法に従い既に提出されていること。ただし、当該原産地名称又は地理的表示が最終的に登録されていることを条件とする。

(b) 当該原産地名称又は地理的表示が、適用法令に基づいて、当該原産地名称又は地理的表示から派生する権利を行使する権限を付与された者に対し、後の商標の使用を禁止する権利を付与すること。

第10条 代理人又は代表者の商標

(1) 商標所有者の代理人又は代表者は、自己の行為を正当化しない限り、当該所有者の同意なく自己の名義で当該商標を登録することができない。

(2) 被害を受けた所有者は、本法の規定及びパリ条約第6条の7に従い、その商標の登録に異議を申し立てる、無効を求めて対応する訴訟を提起する又は商標に対する権利の主張若しくは中止要請を提出する権利を有する。特に、第2条(2)及び(3)に記載の規定は、提出された主張に適用される。

第 III 部 登録出願及び手続

第 I 章 登録出願

第 11 条 出願

- (1) 商標登録出願は、出願人が居住している又は現実、かつ、真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自治州の所轄官庁に行う。
- (2) セウタ及びメリリヤの各市に居住する出願人は、スペイン特許商標庁に出願する。
- (3) スペインに居住しない出願人は、スペイン特許商標庁に出願する。
- (4) 出願は、出願人の代表者が法律上の居所又は現実、かつ、真正の子会社を有する自治州の所轄官庁にも行うことができる。
- (5) 出願は、出願人又はその代表者がスペイン領以外の現実、かつ、真正の工業上若しくは商業上の営業所を通じて請求する場合は、スペイン特許商標庁に行うこともできる。
- (6) 出願を受領する所轄官庁は、出願の受領時に規則に規定する方式により、出願番号並びに出願の日、時間及び分を記録する。
- (7) 出願を受領する自治州の所轄官庁は、出願の受領から 5 日以内に、規則に規定する方式及び内容による出願データをスペイン特許商標庁に転送する。
- (8) 商標登録出願は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992 年 11 月 26 日法律 No. 30/1992)第 38 条(4)に定める場所において、前各項に従い出願を受領する所轄官庁に行うこともできる。
- (9) スペイン特許商標庁に提出すべき出願及びその他の書類は双方ともスペイン語により起草する。別の公用語が存在する自治州においては、当該出願書類は当該公用語及びスペイン語によっても起草することができる。

第 12 条 出願要件

- (1) 商標登録出願は、少なくとも次のものを含まなければならない。
 - (a) 商標登録出願人
 - (b) 出願人を特定することができる情報
 - (c) 第 4 条(b)に定める要件を充足する商標の表示
 - (d) 登録出願する商品又はサービスの一覧
- (2) 出願は、手数料の納付を生じさせるものとし、その金額は、請求対象である 1957 年 6 月 15 日のニース協定により制定された国際分類の商品又はサービスの類数によって決定される。
- (3) 商標出願は、規則により定めるその他の要件を充足する。

第 13 条 出願日

- (1) 出願日は、第 12 条(1)に記載する項目を含む書類を第 11 条に従い所轄官庁が受領した日とする。
- (2) 郵便局に寄託された出願の出願日は、第 12 条(1)に規定の項目を含む書類を当該郵便局が受領した日とする。ただし、出願を受領する所轄官庁に宛てた受領確認付きの開封による書留郵便により行われることを条件とする。郵便局は、出願の日、時間及び分を記録する。
- (3) 前各項にいう官庁又は行政機関の何れかが出願受領時に出願時間を記録しなかった場合

は、当日の最終時間がその通り指定される。分が記録されなかった場合は、その時間の最終分がその通り指定される。時間又は分の何れも記録されなかった場合は、当日の最終時間及び分がその通り指定される。

第 14 条 同盟優先権

(1) パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の構成国の何れかにおいて、規則に従い商標登録出願を行った者又はその受益者は、同一の商標を登録するためのスペインにおける出願を目的として、パリ条約第 4 条に定める優先権を与えられる権限を有する。

(2) 同一の優先権については、スペインで行われた商標登録出願に対して、パリ条約に定める要件に従うことを前提にし、かつ、同条約に規定するものと同等の効力を有する優先権を認める前項に記載のない国家又は国際機関において同一商標の最初の保護出願を行った者が保有する。

(3) 先の出願の優先権を主張することを希望する出願人は、優先権宣言書及び先の出願の原官庁が認証した謄本を、当該出願が別の言語により起草された場合はそのスペイン語翻訳文を添付して、規則により定められる方式により、かつ、期限までに提出する。優先権主張は、対応する手数料の納付を生じさせる。

第 15 条 博覧会優先権

(1) 公式又は公認の博覧会において商品又はサービスに商標を指定した出願人は、出願対象の商標を付した商品又はサービスを博覧会において最初に展示した日の優先権を享受する。ただし、商標登録出願が当該日から 6 月以内に行われることを条件とする。

(2) (1)に定める優先権を主張することを希望する出願人は、商品又はサービスが出願対象の商標を付して記載された日に博覧会において展示された証拠を規則に規定する条件により提出する。優先権主張は、対応する手数料の納付を生じさせる。

第 II 章 登録手続

第 16 条 認容可能性及び方式の審査

- (1) 出願を受領する所轄官庁は、第 11 条の規定に従い、次の事項について審査する。
 - (a) 商標出願が第 13 条に従い出願日が付与されるための要件を満たしているか否か
 - (b) 出願手数料が納付されているか否か
 - (c) 商標出願が規則により定める他の要件を満たしているか否か
 - (d) 出願人が第 3 条に従い商標を出願する権限を有するか否か
- (2) 審査によって、出願に何らかの不備又は瑕疵があることが明らかにされた場合は、手続を停止する決定が出されるものとし、出願人はこれを更正する又は場合に応じて関連の主張を提出するための規則に規定する期間を与えられる。
- (3) その不備が出願日を取得するために必要な要件を充足しない懈怠からなる場合は、不備が訂正された日が出願日として付与される。
- (4) その不備が出願手数料を納付しない懈怠からなるものであって、当該手数料がその不備を訂正するための期間の末日までに全額納付されなかった場合は、全額納付された類についての手続が、出願に示された順序で継続される。
- (5) 利害関係人による応答が一切与えられずに(2)に定めた期間が満了した場合は、所轄官庁は、出願が取り下げられたとみなして、その事項を解決する。所轄官庁の意見により不備が適式に訂正されなかった場合も、同様に行為する。

第 17 条 出願の転送

- (1) 自治州の所轄官庁は、すべての関連書類と共に、方式審査を通過した又は認められた瑕疵が訂正された出願を、該当する場合は第 16 条(3)に従い瑕疵が更正された場合に付与された出願日を示して、スペイン特許商標庁に転送する。
- (2) 取り下げられた出願については、決定が最終的なものになったときに、その採択日を示してスペイン特許商標庁に通知される。その決定に異議申立がなされた場合は、その事実についても通知される。

第 18 条 出願の公告

- (1) 商標出願が受領された場合は、スペイン特許商標庁は、それを工業所有権公報に公告する。ただし、その商標が第 5 条(1)(f)に従い公序良俗に反する場合はこの限りでない。その場合は、提起された異論は、利害関係人に通知され、利害関係人が規則により定める期間内に適切な主張を提出することができるようにする。スペイン特許商標庁は、手続を続行するか又は出願を拒絶するかを決定を行って、この事項を解決する。
- (2) 出願が従前の手続では認められなかった瑕疵であって公告を不可能にするものを示す場合は、スペイン特許商標庁は、第 16 条に従い、当該瑕疵を利害関係人に通知して、これが訂正されるようにする。
- (3) (1)にいう商標出願の公告は、次のものを含む。
 - (a) 出願人の名称及び宛先
 - (b) 代表者があればその名称及び宛先
 - (c) 出願番号、出願日及び該当する場合は主張される優先権

- (d) 商標出願の対象である標章の複製及び該当する場合は第 21 条(2)の条件に従う宣言
 - (e) 国際分類の類を指定した商品又はサービスの一覧
- (4) 同様に、スペイン特許商標庁は、規則によって決定する方法により、(1)にいう出願の公告を、単に情報の目的で、登録又は出願された先の商標の所有者で、同庁がその技術的及び金銭的能力に従い実施したコンピュータ検索の結果探知され、かつ、第 6 条及び第 7 条に基づいて新規出願の登録に異議を申し立てることができる所有者に対して、伝達する。

第 19 条 第三者の異議申立及び意見書

- (1) 商標出願が公告されたときは、次の者は、第 II 部の登録拒絶事由を援用して、その登録に異議を申し立てることができる。
- (a) 第 5 条(1)において想定する場合は、自己が害を受けたとみなす自然人又は法人
 - (b) 第 6 条(1)、第 7 条(1)及び第 8 条において想定する場合は、第 6 条(2)及び第 7 条(2)に規定する先の商標又は商号の所有者並びに当該商標又は商号の所有者により権限を付与されたライセンスー
 - (c) 第 9 条(1)において想定する場合は、同項に規定する先の権利の所有者又は当該権利を行使する権限を有する者
 - (d) 第 9 条(3)において想定する場合は、適用法令に基づいて、保護された対応する原産地名又は地理的表示から派生する権利を行使する権限を付与された者
 - (e) 第 10 条(1)において想定する場合は、同項に規定する商標の所有者
- (2) 異議申立の表明は、書面により、理由付けされ適正に文書化された方式で、かつ、規則により定められる期間内に、スペイン特許商標庁に対して行うものとし、この期間内に対応する手数料が納付された場合に限り、提出されたものとみなされる。
- (3) 異議申立は、すべて同一の所有者に帰属する限り 1 又は複数の先の権利に基づいて及び先の権利が保護又は請求された商品又はサービスの全部又は一部に基づいて行うことができ、また、当該異議申立は、異議申立の対象である商標が請求された商品又はサービスの全部又は一部に対して行うことができる。
- (4) 行政府の機関及び適用される国家又は自治州の法令に従い結成され、登記された消費者及び利用者の団体並びに保護された原産地名又は地理的表示の規制委員会又は監督機関は、(2)において想定する期間内に、第 5 条の禁止事項であって、それによって職権をもって商標登録を正当に拒絶する筈のものを示した意見書をスペイン特許商標庁に送付することができる。当該機関及び団体は手続における当事者の能力を取得するものではないが、その意見書は商標の出願人に通知され、かつ、第 22 条に従い決定される。

第 20 条 実体審査

- (1) 同様に、スペイン特許商標庁は、商標出願が第 5 条及び第 9 条(1)(b)において想定する拒絶事由の何れかに抵触するか否かについても、職権をもって審査する。審査を実施する際に、同庁が出願において何らかの瑕疵を認めた場合は、これを第 21 条(1)に従い出願人に通知する。
- (2) 定められた期間内に何れの異議申立又は意見書も第三者によって形成されず、かつ、スペイン特許商標庁により実施された審査の結果、商標出願が第 5 条及び第 9 条(1)(b)に記載する拒絶事由の何れにも抵触しない場合は、その商標は登録される。この場合は、スペイン

特許商標庁は、規則によって定められる方式により、その商標の登録を工業所有権公報に公告し、かつ、商標登録証を付与する。

第 21 条 出願の停止

(1) 第三者により異議が申し立てられた又は意見書が提出された場合又はスペイン特許商標庁により実施された審査の結果、出願対象の商品又はサービスの全部又は一部について出願が何れかの拒絶事由に抵触した又は第 20 条(1)にいう瑕疵があった場合は、手続停止が命じられ、出願人が規則により定められる期間内に自己の主張を提出することができるように、出された異議申立及び意見書並びに職権をもって提起された異論が出願人に通知される。

(2) 停止に応答して、出願人は、第 23 条及び第 24 条に従い出願を取下し、限定し、補正し又は分割することができる。停止理由が、出願対象の商標が第 5 条(1)(b)、(c)又は(d)に記載する拒絶事由に抵触する要素を含む場合は、出願人は、これらの要素を出願対象の保護から除外する旨の宣言書を提出することができる。

(3) 出願人の請求により、異議を申し立てた先の商標の所有者は、後の商標の出願日又は優先日に先立つ 5 年間に、先の商標が第 39 条の規定に従い実効的使用の対象であったこと又はその不使用に正当な理由があったことの証拠を提出しなければならない。ただし、当該後の商標の出願日又は優先日に、先の商標が第 39 条に従い少なくとも 5 年間登録されていることを条件とする。当該証拠が入手可能でない場合は、異議申立は却下される。

(4) 前項において想定する先の要件が遵守されたときは、スペイン特許商標庁は、当該請求を異議申立人に通知して、規則により定められる期間内に対応する使用の証拠を提出することができるようにする。同庁はまた、提出された証拠を、規則により定められる期間内に自己の主張を提出するために、請求人に通知する。

(5) 先の商標が、商標が登録された商品又はサービスの一部のみについて使用されている場合は、異議申立の審査の目的で、先の商標は、商品又はサービスの当該一部のみについて登録されたとみなされる。

(6) (3)、(4)及び(5)は、先の商標が EU 商標である場合にも適用される。この場合は、EU 商標の実効的使用は、規則(EU)No. 2017/1001 第 18 条の定めに従い決定される。

(7) 政府は、本条に係る事項の規則を制定する。

第 22 条 出願の決定

(1) 応答するために定めた期間又は該当する場合は第 21 条(4)において想定する期間が満了したときは、関係当事者が応答したか否かに拘らず、スペイン特許商標庁は、決定の根拠となった理由を簡潔に明示して、商標の登録の付与又は拒絶を決定する。

(2) 商標登録を拒絶する理由が一定の商品又はサービスに関してのみ存在する場合は、登録拒絶は、当該商品又はサービスに制限される。

(3) 商標登録の拒絶という結果になった解決は、規則により決定する方式により、工業所有権公報に公告される。

(4) 商標登録が付与されたときは、スペイン特許商標庁は、規則に定める方法により商標登録を工業所有権公報に適正に公告し、かつ、商標登録証を発行する。この登録証は、電子的に発行することができる。

第 III 章 手続に関する一般規定

第 23 条 出願の取下, 限定及び補正

(1) 出願人はいつでも自己の商標出願を取り下げることができ又は出願に記載された商品又はサービスの一覧を減縮することができる。

(2) 商標出願については, 出願人の請求により出願人の名称及び宛先, 表現若しくは転写における誤り又は明白な過誤を補正する目的に限り, これを補正することができる。ただし, 当該補正がその商標に実質的に影響を与えず又は商品若しくはサービスの一覧を拡張若しくは変更しないことを条件とする。出願された形態における商標の識別性を著しく変更しない要素は, 明細書から削除することもできる。

(3) 出願の限定及び補正は, 職権をもって命じられた場合ではなく出願人が自発的に行う場合は, 対応する手数料を納付しなければならない。

第 24 条 商標出願又は登録の分割

(1) 各種商品又はサービスを包含する商標の出願人又は所有者は, その出願又は登録を 2 以上の分割出願又は登録に分割して, それらの間で原出願又は登録に列挙された商品又はサービスを配分することができる。

(2) 商標出願又は登録は, 登録又は審判請求手続の過程においてのみ分割ことができ, 当該分割については, 停止, 異議申立又は審判請求が分割出願又は登録の 1 に限られるときのみ許される。出願又は登録はまた, 一部移転の請求によっても分割することができる。

(3) 分割出願又は登録は, 原出願又は登録日を保持し, 優先権があれば引き続きその恩典を享受する。

(4) 分割は, 規則により定める規定に従うものとし, かつ, 対応する手数料の納付を生じさせる。

第 25 条 権利の回復

(1) 商標の出願人若しくは所有者又はスペイン特許商標庁に対する手続当事者であって事情により要求されたすべての方式を遵守したにも拘らず同庁に関して期限を尊重することができなかった者は, 自己の行為不能の直接的結果として本法又はその規則の規定に基づいて自己の権利を喪失した場合は, 請求を条件として, その権利を回復させることができる。当該期限が審判請求提起に対応するものであった場合は, (5)の規定による場合を除き, 手続が認められる。

(2) 申請は, 障害がなくなった時点から書面により, 規則により定められる方式により, かつ, 期限までに提出する。未完了の手続は, 当該期限までに完了する。申請は, 遵守されなかった期限の経過後 1 年以内に限り受理可能とする。更新の申請が提出されていない場合は, 1 年の期間から第 32 条(3)第 2 文にいう 6 月の追加期間が減じられる。

(3) 申請の理由は, 事実及びそれ裏付ける正当事由を示して, 陳述する。当該申請は, 権利の回復手数料が納付された場合にのみ, 提出されたとみなされる。

(4) 未完了の行為について決定すべき所轄官庁も, 申請を解決する管轄を有する。

(5) 本条の規定は, (2), 第 14 条(1)及び(2), 第 15 条(1)及び第 19 条(2)において想定する期限には適用しない。本条の規定は同様に, 権利を宣言する行為に対する審判請求を提起す

る期限にも適用しない。

(6) 商標の出願人又は所有者が自己の権利を回復させた場合でも、出願又は商標に対する権利の喪失からそれらの権利の再設定の詳細の公告までの期間に含まれる期間中に当該商標と同一又は類似の標章を付して善意で商品を市販し又はサービスを提供した第三者に対しては、自己の権利を主張することができない。

(7) 出願又は商標に対する権利は、権利喪失から回復申請までの期間に含まれる期間中に第三者が同一又は類似の標章について善意で出願した又は登録した場合は、回復されない。

(8) 出願人の権利を回復する決定に対する審判請求は、(6)及び(7)の規定を援用することのできる第三者が提起することができる。

第 26 条 手続の停止

スペイン特許商標庁は、次の場合手続を停止することができる。

(a) 先の出願に基づく異議申立の場合は、当該出願の最終登録が行われるか又はこれに関する最終決定があるまで

(b) 異議申立の基礎となる先の商標に対して無効若しくは失効を求める申請若しくは答弁書を提出した出願人が要請した場合、すべての司法上の停止の可能性を害することなく、最終判決又は決定が下されるまで

(c) 分割出願がなされた場合は、当該出願の解決のために要する期間

(d) すべての利害関係人の共同請求による場合。この場合は、当該停止は6月を超えることができない。

第 27 条 行政処分 of 再審理

(1) スペイン特許商標庁の部局の処分及び決定は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)に従い審判請求の対象になる。

(2) 審判請求の提起は、審判請求手数料の納付を発生させる。この手数料は、訴えの対象である法律上の理由に完全にに基づく場合及び決定に際しての不適切な認識がスペイン特許商標庁に起因する場合を除いて、還付されない。当該手数料の還付は、審判請求提起によって請求され、解決の時点で付与される。

(3) 商標が付与された場合において、スペイン特許商標庁は、商標の無効が第51条及び第52条において想定する事由の何れかに基づく場合は、職権又は当事者の要請により、行政の共通行政手続に関する2015年10月1日に制定された法律 No. 39 第106条において想定する審理権限を行使することができない。当該無効理由は、当該各条において想定する手続においてのみ有効である。

(4) 権限により自治州の所轄官庁が行った処分及び決定は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)の規定及び当該官庁の業務を支配する基本条項に従い審判請求の対象になる。

第 28 条 仲裁

(1) 利害関係人は、商標登録手続中に生じる紛争事項を本条の規定に従い仲裁に付託することができる。

(2) 仲裁は、第6条(1)(b)、第7条(1)(b)、第8条及び第9条に定める相対的拒絶事由のみ

を扱うことができる。方式上の瑕疵又は絶対的登録拒絶事由の存在その他に関する事項は、如何なる場合も仲裁の対象にはならない。

(3) 仲裁契約は、商標出願人に加えて、次の者が署名している場合に限り有効である。

(a) 商標拒絶を生じさせた先の権利の所有者及び該当する場合はその登録済み排他的ライセンス

(b) 商標登録に異議を申し立てた先の権利の所有者及び該当する場合はその登録済み排他的ライセンス

(c) 審判請求を提起した又は審判請求中に裁判所に出頭した者

(4) 商標登録に関する行政手続が完了した場合は、その手続を終結する行政処分が確定的に採択される前に、利害関係人は仲裁契約についてスペイン特許商標庁に通知する。登録を付与し又は拒絶する処分に対する特別審判請求が解決された場合は、行政不服申立手続が促されるものとするが、仲裁契約の署名が同庁に対して使用される場合はその限りでない。

(5) 仲裁契約が承認され、かつ、有効に存続している限り、同契約の不受理を主張する通常の行政不服申立を提起することができない。同様に、先に行政不服申立が提起されていた場合は、契約が承認されたときに、これを取り下げる。

(6) 確定的な仲裁判断は、仲裁法(1988年12月5日法律No. 36/1988)第37条に従い既判力としての効果を有するものとし、これは本条による規定のないすべての事項に関して執行されるものとし、かつ、スペイン特許商標庁は必要に応じて当該判断を執行するために行為する。

(7) 仲裁判断に関して用いられる救済措置の提出は、スペイン特許商標庁に伝達される。確定的な判断が出された場合は、執行を求めてスペイン特許商標庁に正式に伝達される。

第29条 通知

(1) スペイン特許商標庁から出される通知は、次の各項の規定を害することなく、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律No. 30/1992)の規定を遵守する。

(2) 名宛人がそのように請求し、スペイン特許商標庁に私書箱を有する場合は、通知は、通知すべき処分書又は決定書を当該私書箱に預託することにより行う。当該通知は、預託日を明記し、預託後第5日から効力を有する。

(3) 利害関係人がそのように請求した場合は、通知は、工業所有権公報における公告により、ファックスにより、電子メールにより又はその他スペイン特許商標庁が利用可能な技術的媒体により行う。専門的代表者経由の利害関係人宛の通知は、規則により定められる方式で、スペイン特許商標庁が利用可能な私書箱への預託、電子メール又は同庁が利用可能なその他の適切な媒体により、単なる情報の目的で処分書の全文が当該代表者に伝達されている事実を害さず、あらゆる場合において、下された決定の工業所有権公報における公告により行うものとし、それが行政レベルで最終的なものか否か、該当する救済措置、提出すべき官庁及び期限を示す。

(4) スペイン特許商標庁に対する手続の当事者で、自己のために行われ、スペインに居所又は登録事務所の何れも有さない者は、通知を目的としてスペイン若しくは欧州経済地域における郵便宛先を指定しなければならず又は指定しない場合は、同庁が利用可能なその他の技術的通信媒体により自己に宛てた通知を送付すべき旨を表示することができる。ただし、これはすべて、特許に関する2015年7月24日に制定された法律No. 24第175条(2)の定めを害するものではない。

(5) 手続に関与する当事者が不明であり、スペインにおける通知場所が不明であり又は2回試みても通知をすることができなかった場合は、通知は、工業所有権公報における公告により行う。

(6) 自治州の所轄官庁が行うべき通知は、行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律 No. 30/1992)及び当該自治州に適用される特定規則に従う。

第30条 記録の公衆閲覧

(1) 未公告の登録出願に関する記録は、出願人の同意がある場合に限り、閲覧することができる。ただし、登録出願人が自己の出願から派生する権利を当該人に関して使用していると主張していることを証明する者は、出願人の同意なしに、その出願の公告前にその記録を閲覧することができる。

(2) 出願が公告された場合は、請求を行うこと及び規則により定める制限に従うことを条件として、記録を閲覧することができる。

(3) 記録の法的状況は、電気通信手段により、規則に定める方式で、かつ、存在していれば技術的制約に従うことを条件として、公開される。

第 IV 部 登録商標の存続期間，更新及び補正

第 31 条 存続期間

商標の登録は，出願日から 10 年間について付与され，連続する 10 年の期間ごとに更新することができる。

第 32 条 更新

(1) 商標の登録は，スペイン特許商標庁又は第 11 条にいう官庁に対してその商標の所有者又はその受益者であって規則により定める方法によりその地位を証明する者が申請することを条件として，更新される。申請がスペイン特許商標庁に提出されない場合は，その申請を受領する官庁が添付書類と共に，その提出物の受領時から始まる申請の解決のための期間を含め，5 日以内に同庁に送付する。

(2) 申請は更新手数料納付の証明と共に提出されるものとし，その手数料の額は更新申請に含まれた類の数によって決定される。

(3) 申請は登録満了前 6 月中に提出し，かつ，その手数料を納付する。これを怠ったときも，更新は登録の満了日から 6 月の期間内に有効に提出することができるが，最初の 3 月中に申請を行った場合は金額の 25% の割増手数料及びその後 3 月以内に申請を行った場合は 50% の割増手数料を同時に納付する義務を負う。

(4) 更新手数料又は該当する場合は割増手数料が全額納付されなかった場合は，申請の順番に従い，全額納付された類に関する更新が付与される。

(5) 更新申請が商標の登録された商品又はサービスの一部のみを含む場合は，商標の登録は当該商品又はサービスに関してのみ更新される。

(6) 更新は，商標登録簿に記入され，工業所有権公報に公告され，対応する 10 年の期間が満了する日の翌日から発効する。

(7) 更新が付与されない場合は，利害関係人の請求により，納付済み更新手数料の 75% が還付される。

(8) スペイン特許商標庁は，商標の更新に係る場合において，更新手数料の納付をもって，更新申請であるとみなすことができる旨を定めることができる。この更新において充足されなければならない条件は，規則により定められる。

第 33 条 訂正

(1) 商標は，有効期間中又はその更新時の何れにおいても，商標登録簿において訂正されない。ただし，商標が所有者の名称及び宛先を含む場合は，当初登録された商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない訂正又は削除については，当該所有者の請求により登録することができる。

(2) スペイン特許商標庁又は第 11 条に従い所轄官庁に対して提出された訂正申請は，対応する手数料の納付を生じさせるものとし，かつ，登録された場合は，訂正された商標の複製を工業所有権公報に公告する。自己が被害を受けたとみなす第三者は，当該訂正に対して審判請求することができる。申請がスペイン特許商標庁に提出されない場合は，前条(1)に従い，かつ，同号に示す目的で，措置が講じられる。

第V部 商標に対する権利の内容

第I章 商標の登録及び出願の効果

第34条 商標により付与される権利

(1) 商標の登録は、その所有者に対し、商標に対する排他権を付与する。

(2) 登録商標の登録出願の提出日又は優先日前に所有者が取得した権利を害することなく、当該登録商標の所有者は、次の場合は、商品又はサービスに関して、自己の同意なく第三者が標章を商業取引において使用することを禁止する権限を有する。

(a) 当該標章が商標と同一であり、かつ、商標が登録された商品又はサービスと同一の商品又はサービスに使用される場合

(b) 当該標章が商標と同一又は類似であり、かつ、商標が登録された商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用される場合において、公衆による混同の危険があるとき。混同の危険には、その標章が商標を連想させる危険を含む。

(c) 当該標章が商標と同一又は類似である場合において、当該標章が商標が登録された商品又はサービスと同一又は類似に拘らず、商標がスペインにおいて名声を享受しており、かつ、正当な理由なく実施された当該標章の使用により、商標の識別性若しくは名声が不当に利用されるか又は当該使用が当該識別性若しくは当該名声を害するとき

(3) (2)に定める条件が遵守された場合は、次のことを特に禁止することができる。

(a) 当該標章を商品又はその包装に付すこと

(b) 当該標章を付した商品を提供し、市販し若しくはこれらの目的で保持し又はこれを付したサービスを提供し若しくは供与すること

(c) 当該標章を付した商品を輸入又は輸出すること

(d) 当該標章を商号若しくは事業名称として又は商号若しくは事業名称の一部として使用すること

(e) 当該標章を商業上の書類及び広告において使用すること

(f) 当該標章を電子通信ネットワーク上で、かつ、ドメインネームとして使用すること

(g) 当該標章を指令 2006/114/EC に反する方法により比較広告において使用すること

(4) 包装、ラベル、タグ、保証要素若しくは真正性を示す手段又は商標が付されるその他の物品が、商品又はサービスに関して使用される危険があり、この使用が(2)及び(3)に基づく商標所有者の権利の侵害となる場合は、当該商標の所有者は、商業取引において次の行為を禁止する権限を有する。

(a) 包装、ラベル、タグ、保証要素若しくは真正性を示す手段又は商標が付されるその他の物品に商標と同一又は類似の標章を付すこと

(b) 包装、ラベル、タグ、保証要素若しくは真正性を示す手段又は商標が付されるその他の物品を提供若しくは市販し若しくはこれらの目的で保持し又は輸入若しくは輸出すること

(5) 登録商標の出願の提出日又は優先日前に取得された所有者の権利を害することなく、当該登録商標の所有者はまた、商品の包装を含む商品であって、第三国に由来するものであり、これらの商品に関する登録商標と同一又はその本質的側面において当該商標から識別することができない商標を許諾なしに付したものに係る場合は、第三者が商業取引において自由な流通へと開放されることなく商品をスペインに導入することを防止する権限を有する。

登録商標の所有者に付与されたこの権利は、規則(EU)No. 608/2013 に従い開始された登録商標が侵害されたか否かを決定する手続中に、商品の申告人又は所有者が、登録商標所有者は最終仕向け国において商品の市販を禁止する権利を有さないと思料する場合は、消滅する。

(6) 登録商標の所有者は、商人又は販売業者に対し、自己の明示の同意なしに当該商標を除去することを禁止することができる。ただし、当該所有者は、これらの者独自の標章又は識別性のある標章については、これが主要な商標の識別性を害さないことを条件として、別個に付加することを禁止することができない。

(7) 本条の規定は、(2)(c)に定める場合を除き、パリ条約第6条の2の意味でスペインにおいて「周知である」未登録商標にも適用される。

第35条 辞典における商標の複製

印刷又は電子形式による辞典、百科事典又は類似の参考書物における商標の複製が、当該商標が登録された商品又はサービスについて的一般用語を構成するとの印象を与える場合は、当該書物の出版者は、商標所有者の請求により、遅滞なく、印刷書物の場合は当該書物の次の版までに、商標の複製にそれが登録商標である旨の表示を確実に添付するよう努める。

第36条 商標権の消尽

(1) 商標登録により付与された権利は、その商標所有者に対し、当該所有者により又はその同意を得て欧州経済地域において当該商標を付して市販されている商品について第三者による使用を禁止することを可能にするものではない。

(2) (1)については、当該所有者が当該商品の爾後の市販に反対する正当な理由が存在する場合、特に、当該商品の状態が市販後に変質又は変化する場合は、これを適用しない。

第37条 商標権の制限

(1) 商標は、第三者が次のものを商業取引において使用することを禁止することをその所有者に対して許可するものではない。

(a) 当該第三者が自然人である場合は、当該第三者の名称又は宛先

(b) 識別性を欠く又は商品若しくはサービスの種類、品質、数量、目的、価格、原産地、商品の生産、サービスの提供の時期若しくはその他の特徴に関する標章又は表示

(c) 商品若しくはサービスを商標の所有者に属すると示すこと又はそれらに言及することを目的とする商標であって、特に、この商標の使用が商品又はサービスの目的、特に付属品又は予備部品としての目的を表示するために必要な場合におけるもの

(2) (1)は、第三者による使用が工業的又は商業的観点から公正な慣行に従っている場合に限り適用される。

(3) 商標権は、その所有者が先の優先日を有する他の工業所有権又は知的所有権の侵害を理由とする自己に対する訴訟に応答することを免除するために援用することができない。

第38条 暫定的保護

(1) 商標の登録によって付与された権利は、商標付与の公告時点からに限り、第三者に関して行使することができる。ただし、商標登録出願により、その所有者には、第三者が当該日から付与の公告日までの間に、当該期間後はその使用が禁止されることとなる当該商標の使

用に着手したという事情に対し合理的、かつ、適合した補償金を請求する権利からなる暫定的保護がその公告日から与えられる。

(2) 当該暫定的保護は、出願の提出及びその内容について通知された者に関して、出願の公告前においても適用可能である。

(3) 商標登録出願が取り下げられた若しくは取下の期限が経過した場合又は最終決定の結果拒絶された場合は、当該出願は(1)に定める効果を有したことがなかったと理解される。

(4) 本条に定める暫定的保護は、商標登録付与の公告後に限り、請求可能となる。

第 II 章 商標の使用義務

第 39 条 商標の使用

(1) 商標の登録日後 5 年の期間内に、商標がその所有者により、商標が登録された商品若しくはサービスに関して、スペインにおいて実効的使用の対象とされなかった場合又は当該使用が連続した 5 年の期間停止されている場合は、不使用を正当化する理由がない限り、当該商標は、第 21 条(3)及び(5)、第 41 条(2)、第 54 条(1)(a)並びに第 59 条(4)及び(5)において想定する制限及び制裁の対象となる。

(2) 前項にいう 5 年の期間は、商標登録が確定した日から開始する。この日付は、商標登録簿に注記される。

(3) (1)の規定の適用上、次のものもまた使用とみなされる。

a) 商標が登録された形態での商標の識別性を変更しない要素に関して異なる方法による商標の使用。当該商標が、使用される形態で所有者の名義で登録されているか否かを問わない。

b) 輸出のみを目的として商品又はその包装に商標を付すこと

(4) 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者により行われたとみなされる。

(5) 商標が登録された商品又はサービスに課された輸入制限又はその他の公式要件等の所有者の支配を超える障害は、商標の不使用を正当化する理由として認められる。

第 III 章 商標権を侵害する行為

第 40 条 民事訴訟及び刑事訴訟の可能性

登録商標の所有者は、司法当局に対して、自己の権利を侵害した者に対する民事訴訟又は刑事訴訟を提起し、当該商標の保護に必要な措置を請求することができ、可能な場合はこの事件を仲裁に付託することを妨げない。

第 41 条 商標所有者により提起することができる民事訴訟

(1) 特に、自己の商標に対する権利を侵害された所有者は、民事訴訟において次のことを請求することができる。

(a) 自己の権利を侵害している行為の停止

(b) 被った損害に対する補償

(c) 侵害の継続を防止するために必要な措置の採択、特に商標権の侵害が発生した商品、包装容器、包装、広告素材、ラベル又はその他の書類の商業取引からの撤去及び侵害を犯すことを主たる目的とした手段の差押又は破棄。これらの措置は、そうしない正当な理由が主張されない限り、侵害者の費用負担により実施される。

(d) 侵害者が所持し商標によって不法に識別される商品について、関係当事者の選択により、かつ、常に敗訴当事者の費用負担による、これらの破棄又は可能な場合は人道的目的での移転。ただし、裁判所が判断する各事案の特有の事情に応じて、商品の性質上当該商品に影響を及ぼさずに商標を取り除くことができる場合又は商品の破棄が侵害者又は所有者に不均衡な害を与える結果になる場合は、この限りでない。

(e) 可能な場合は、(c)の規定に基づいて差し押さえられた商品、材料及び手段の所有権の移転。この場合は、関係する資産の価額は、損害賠償額に帰属する。上記額が裁定された賠償額を超える場合は、商標権の所有者は、超過額を他方当事者に賠償しなければならない。

(f) 敗訴当事者の費用負担による、関係当事者に対する公表及び通知の手段による決定の公告

(2) 商標の所有者は、侵害を理由とする訴訟を実施する時点で所有者の権利が第 54 条

(1) (a) に従い失効の宣言の対象となることができない範囲においてのみ、標章の使用を禁止することができる。被告がそのように請求した場合は、商標の所有者は、訴訟提起日に先立つ 5 年の期間に、当該商標が、商標が登録され、かつ、訴訟の根拠となる商品若しくはサービスに関して、第 39 条の定めに従い実効的に使用されたこと又はその不使用に正当な理由があることを証明しなければならない。ただし、当該商標の最終登録が訴訟提起日の少なくとも 5 年前に行われたことを条件とする。

(3) (1) (a) 及び(c)に規定する措置は、該当する場合は第三者が商標権を侵害するために求めたサービスを提供する仲介者に対しても、当該仲介者の行為がそれ自体侵害とならない場合であっても、請求することができる。ただし、これは、情報社会及び電子商取引のサービスに関する 2002 年 7 月 11 日に制定された法律 No. 34 の規定を害するものではない。当該措置は、客観的で、均衡がとれ、かつ、非差別的なものでなければならない。

第 41 条の 2 商標侵害訴訟手続における後の商標の所有者の権利の保護

(1) 侵害訴訟において、商標の所有者は、後の登録商標が第 52 条(2)、第 53 条又は第 59 条

(5)に従い無効と宣言することができない場合は、後の登録商標の使用を禁止することができない。

(2) 侵害訴訟において、商標の所有者は、後に登録された EU 商標が規則(EU)No. 2017/1001 第 60 条(1)、(3)若しくは(4)、第 61 条(1)及び(2)又は第 64 条(2)に従い無効と宣言することができない場合は、後に登録された EU 商標の使用を禁止することができない。

(3) 商標の所有者が(1)又は(2)に基づいて後の登録商標の使用を禁止する権利を有さない場合は、この登録商標の所有者は、先の商標の権利が後の商標に対して最早援用することができない場合であっても、侵害訴訟において当該先の商標の使用を禁止することができない。

第 42 条 損害賠償の原因

(1) 商標所有者の同意なく第 34 条(3)及び(4)の a)において想定する行為の何れかを実行した者及び不法に標章を付した商品又はサービスを最初に市販したことに責任のある者は、如何なる場合も、生じた損害の責任を負うことを要求される。

(2) 登録商標のその他の侵害行為を実行したすべての者は、商標の所有者又は該当する場合は適切に識別された商標の存在及びその侵害について訴訟を行う権限を有する者により十分に警告されており、当該侵害を停止するよう要求されていた場合又はその者の訴訟が罪若しくは過失を伴っていたか若しくは当該商標が著名である場合に限り、生じた損害について賠償することを要求される。

第 43 条 損害賠償額の算定

(1) 損害賠償は、被った損失のみでなく、商標登録の所有者が自己の権利の侵害を理由として得ることがなくなった利益も含む。商標登録所有者はまた、特に不法に標章を付した商品の瑕疵ある実施又はその市場における不適正な導入を理由に、侵害者による商標の信頼性について生じた損害についても賠償を要求することができる。更に、賠償額には、該当する場合は、司法手続の対象である侵害を犯したという合理的な証拠を得るために要した調査費用を含めることができる。

(2) 損害賠償額を決定するには、被害当事者の裁量により、次のことを十分に考慮する。

(a) 侵害がなければ商標を使用することにより所有者が得た筈の利益、或いは侵害の結果として侵害者が得た可能性がある利益を含め、負の経済的結果

(b) 侵害者が法律に従い商標の使用を実施することを許可した筈のライセンスの付与について、侵害者が商標所有者に支払わなければならなかった筈の額を少なくとも含む一括金額
精神的損害の場合は、経済的損害の存在が証明されていない場合であっても、これを賠償する。

(3) 賠償水準の確定に際しては、特に、侵害開始時における商標の周知性、名声及び信頼性並びに付与されたライセンスの数及び種類が考慮される。商標の信頼性に対する損害の場合は、当該侵害の事情、損害の程度及び市場における普及度についても留意される。

(4) 被った損害額を確定する目的で、商標の所有者は当該目的に使用することができる有責者の書類を提示すべき旨を要求することができる。

(5) 侵害を受けたと裁判所により宣言された商標の所有者は、何れの場合にも、証拠の必要なく、不法に商標を付した商品又はサービスに起因する侵害者の売上高の 1%を損害賠償金として受け取る権利を有する。商標所有者は更に、自己の商標の侵害からより大きな損害を

受けたことを証明した場合は、前各項の規定に従いより高額の賠償金を請求することができる。

第 44 条 強制的賠償金

ある者が商標侵害行為の停止を命じられた場合は、裁判所は賠償金を確定するものとし、その金額は当該侵害が実際に停止するまでの各日当たり 600 ユーロ以上とする。本賠償金額及び賠償義務の開始日は、決定が執行される時点で定められる。

第 45 条 訴訟の時効

(1) 商標権の侵害に起因する民事訴訟は、当該訴訟の提起可能日を開始日として、5 年経過後に時効となる。

(2) 損害賠償金は、対応する訴訟が提起された日に先立つ 5 年間に実行された侵害行為に関してのみ、これを請求することができる。

第 IV 章 財産権の対象としての商標

第 46 条 通則

(1) 商標又はその出願は、2 以上の者に共通して帰属することができる。結果としての共有財産は、当事者間の契約条件により、また当該契約が存在しない場合は本項の規定に従い、かつ、最終的には財産の共有所有に関するコモンローの規定に従い管理される。各共有者による商標のライセンス付与及び個別使用は、民法第 398 条に従い合意される。各共有者は個別の手段によって、商標を保護するための民事訴訟及び刑事訴訟を提起することができるが、他の共有者に適切な通知を行って、それらの者が当該訴訟の当事者となり、被った費用の支払に寄与することができるようにする。商標又は持分の移転の場合は、共有者は、当該移転の目的及び実施条件について通知されたときから 1 月以内に自己の先買権を行使することができる。事前通知が行われなかった場合又は移転が当該通知に定めるものとは異なる態様で行われた場合は、共有者は、商標登録簿への移転の記録の公告時点から同一期間内に、自己の持分を保留する権利を行使することができる。ある共有者が商標の使用に対して、当該商標の失効宣言に至りかねない程絶対的、かつ、不当に異議を申し立てた場合は、すべての目的について自己の権利を放棄したとみなされる。

(2) ある事業の全部又は一部の移転とは個別に、商標及びその出願は移転され、保証として用いることができ又はそれが登録され若しくは出願され、商標登録簿に記入された商品又はサービスの全部若しくは一部についてのその他の物権、ライセンス、購入選択権、差押又は執行手続に起因するその他の措置の対象とすることができる。ただし、これは、商標に対する権利が影響を受ける可能性のあるその他の法的取引を害するものではない。動産抵当権が設定される場合は、当該抵当権は特定の規定に準拠し、動産登録簿第 4 部に記入されるものとし、当該記入は商標登録簿に含める目的でスペイン特許商標庁に通知される。これらの目的で、両方の登録簿が調整されて、各登録簿に登録又は言及された商標に関する担保権について、電気通信手段で相互に伝達される。

(3) 前項において想定する法律行為は、商標登録簿に登録された後に限り、善意の第三者に対して拘束力を有する。

(4) (2)において想定する権利又は担保権が商標登録簿に記入された場合は、当該権利又は義務に反する又は矛盾する同一又は先の日付を有するその他の権利又は担保権は登録することができない。登録出願のみが記録されている場合は、前記の種類別の権利又は担保権についても同様に、出願が解決されるまでは記入することができない。

(5) 所轄官庁に対して優先利用権が与えられる登録出願は、その後何れの当事者に優先権が与えられるべきかを記載するものとし、対応する登録処理は提出の順に行われる。

(6) 商標登録簿は公開とする。利用については、データベースへの個別アクセス、コンピューター一覧の提供、許可された記録の閲覧、当該記録の写しの入手及び証明の場合に、対応する手数料又は公課の納付を条件とし、また、本法第 11 追加規定に定めた方法においては無償とする。

第 47 条 商標の移転

(1) 会社全体の移転は、別段の合意があるか又は事情により明白に別段の要求がある場合を除き、商標の移転を伴う。この規定は、会社を移転する契約上の義務に適用される。

(2) 移転の結果、商標が出願又は登録された商品又はサービスの特に内容、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞があることが移転を証明する書類から明白に推定される場合は、当該移転の登録は拒絶される。ただし、譲受人が当該商標の出願又は登録を商標が誤認させる虞がない商品又はサービスに限定することに同意する場合は、この限りでない。

第 48 条 ライセンス許諾

(1) 出願及び商標の双方は、商標が登録された商品又はサービスの全部又は一部及びスペイン領域の全部又は一部についてライセンスを付与することができる。ライセンスは排他的又は非排他的とすることができる。

(2) 商標の登録又はその出願により付与される権利は、その存続期間、当該登録により保護される形態、商品若しくはサービスの内容、当該商標を付与することができる領域又はライセンシーにより製造される商品若しくは提供されるサービスの品質に関するライセンス許諾契約の規定の何れかに抵触するライセンシーに対して行使することができる。

(3) 別段の合意がある場合を除き、ライセンシーは、ライセンスを第三者に移転することができず、またサブライセンスを付与することもできない。

(4) 別段の合意がある場合を除き、ライセンシーは、国内領域を通じて、商標が登録されたすべての商品又はサービスについて、更新を含め登録の全存続期間にわたり当該商標を使用する権限を有する。

(5) 別段の合意がある場合を除き、ライセンスは非排他的であること及びライセンシーはその他のライセンスを付与し、自己の目的のために商標を使用することができることが了解される。

(6) ライセンスが排他的である場合は、ライセンシーは当該権利が契約において明示的に留保されている場合に限り、商標を使用することができる。

(7) ライセンス許諾契約の定めを害することなく、ライセンシーは、商標の所有者の同意を得た場合に限り、商標の侵害に関する訴訟を行うことができる。ただし、排他的ライセンスの所有者は、侵害訴訟を行うよう請求された商標の所有者が、自ら侵害訴訟を行わなかった場合は、当該訴訟を行うことができる。これらの目的で、排他的商標ライセンシーは、特許に関する 2015 年 7 月 24 日に制定された法律 No. 24 第 117 条(3)及び(4)の規定の対象となる。

(8) ライセンシーは、自己に生じた損害について補償を得る目的で、商標の所有者により提起された商標侵害訴訟手続に参加することができる。

第 49 条 権利変更の登録申請

(1) 商標登録の所有権の変更についての登録は、規則により定める申請書によって申請する。申請書には、対応する手数料の納付の証拠を添付するものとし、手数料は、影響を受ける登録の数に応じて納付される。

(2) 所有権の移転が契約の結果である場合は、その旨を申請書に記載しなければならない。申請人は、次の書類の何れかを申請書に添付することを選ぶことができる。

(a) 契約書の認証謄本又はその通常の写真、公証人又は他の所轄公的機関により認証された署名を伴うもの

(b) 公証人又は所轄公的機関の宣誓書により契約書原本に忠実であると認証された契約書の

抜粋

(c) 規則により定められるひな形と合致する、所有者及び新所有者の双方により署名された移転証明書又は移転書類

(3) 所有権の変更が合併の結果である場合又は法律、行政審決若しくは裁判所の決定により課された場合は、申請書には、当該書類を交付した公的機関からの宣誓書又は公証人若しくは他の所轄公的機関により認証又は法的に認可された当該変更を証明する書類の謄本を添付する。差押及びその他の司法的措置の登録も、同様に申請される。

(4) 前各項は、それぞれの特定の内容と矛盾しないすべての点において、第 46 条(2)において想定するその他の法律行為又は取引の登録に適用されるものとするが、動産抵当権はその特定の規定に準拠するものとし、その他の物権又は購入選択権の成立については、その登録のために(2)(a)又は(b)に定める公文書の 1 を添付する。

第 50 条 権利変更の登録手続

(1) 第 46 条(2)において想定する法律行為及び取引の登録については、譲渡人又は譲受人の何れかにより請求することができ、登録の申請は、何れかの者を請求人として、第 11 条に基づく所轄官庁に提出する。

(2) 登録申請書が受領された場合は、所轄官庁はその受領時に番号を割り振り、日付を付して、翌 5 日以内にそこに記載されたデータをスペイン特許商標庁に対し規則により定められる形態で転送する。

(3) 申請書を受領する所轄官庁は、提出された書類が次のもので構成されるか否かを審査する。

(a) 影響を受ける商標登録番号、新所有者に関する識別データ及び移転又はライセンスがすべてに関係していない場合は、影響を受ける商品又はサービスの表示を記載した公式のひな形に沿った申請書

(b) 第 49 条(2)、(3)及び(4)に従い、移転又はライセンスを証明する書類

(c) 対応する手数料の納付の証拠

(4) 登録申請書が前項に定める要件を満たしていない場合は、所轄官庁は気付いた不備について申請人に通知して、規則により定める期間内にこれを訂正することができるようにする。当該不備が訂正されない場合は、申請書は取り下げたものとし、この場合は第 17 条(2)の規定に従う。申請書に当該不備がなく又は不備が訂正された場合において、自治州の所轄官庁は自らが関与するときは、第 17 条(1)に従い行為する。

(5) 登録申請書が受領された場合は、スペイン特許商標庁は、提出された書類を審査し、かつ、登録すべき行為の適法性、有効性及び効力を判断する。何らかの瑕疵が認められた場合は、当該手続は停止を宣言され、利害関係人に通知されて、当該関係人が規則により定める期間内に示された瑕疵を訂正することができるようにする。当該期間が満了した場合は、登録申請は解決される。

(6) スペイン特許商標庁が登録申請書又は添付書類に記載された情報の真実性を疑問とする理由を有する場合は、同庁は当該情報の真実性を証明する証拠を提供するよう申請人に要求することができる。

(7) スペイン特許商標庁は、登録申請書の全部又は一部を認容し又は拒絶することにより、これを解決する。拒絶する場合は、その理由を簡潔に陳述する。出された決定は工業所有権

公報において公告されるものとし，次の情報について明示的に言及する。

- (a) 当該権利の新所有者
- (b) 登録番号
- (c) 影響を受けた登録の特定
- (d) 決定日
- (e) 任命された場合は，代表者
- (f) 登録を生じさせた行為

第 VI 部 商標の無効及び失効

第 I 章 無効

第 51 条 絶対的無効理由

(1) 商標登録は、次の場合は、スペイン特許商標庁に提出された申請により又は商標侵害訴訟における答弁書により、無効と宣言することができる。

(a) 第 5 条の規定に反する場合

(b) 商標出願の提出時に、出願人が不正に行動していた場合

(2) 登録商標の絶対的無効を請求する訴訟は、いつでもできる。

(3) 商標は、第 5 条(1)(b)、(c)又は(d)に違反して登録され、当該商標が、無効を求める申請又は無効を求める答弁書の提出日前に、商標の所有者により又はその同意を得てそれについて行われた使用によって、商標が登録された商品又はサービスに関して識別性を取得している場合は、無効を宣言することができない。

(4) 無効理由が、商標が登録された商品又はサービスの一部のみについて存在する場合は、その宣言は関係する商品又はサービスのみ適用される。

第 52 条 相対的無効理由

(1) 商標の登録は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に反する場合は、スペイン特許商標庁に対して行われた申請により又は商標侵害訴訟における答弁書により、無効と宣言することができる。

(2) 第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条(1)に規定する事項の先の権利の所有者が後の登録商標の使用を知りながら当該使用を連続 5 年の期間黙認していた場合は、その者は、その後、後の商標が使用されている商品又はサービスに関して、当該先の権利に基づいて、後の商標の無効を請求することができない。ただし、後の商標の出願が不正になされていた場合はこの限りでない。本項に規定する場合において、後の商標の所有者は先の権利の使用について、この権利が後の商標に対して最早援用することができないという事実拘らず、異議を申し立てることができない。

(3) 商標は、無効を求める申請又は答弁書の提出前に、(1)に記載する各条に規定する権利の何れかの所有者がこの商標の登録に明確に同意している場合は、無効と宣言することができない。

(4) (1)にいう各条に規定する権利の何れかの所有者であって、以前に商標の無効を請求したか又は商標侵害訴訟において答弁書を提出した者は、最初の請求を裏付けるために主張することができた筈のこれらの権利のうちの別の権利に基づいて、無効を求める更なる申請又は答弁書の何れも提出することができない。

(5) 第 51 条(4)の規定が適用される。

第 53 条 後の登録商標の無効の宣言を妨げる先の商標の識別性又は名声の欠如

先の商標に基づく無効を求める申請は、次の理由の何れかにより後の登録商標の出願日又は優先日までに奏功しなかった場合は、奏功しない。

(a) 第 5 条(1)(b)、(c)又は(d)に基づいて無効と宣言することができる先の商標が第 51 条

(3)に基づく識別性をまだ取得していないこと

(b) 無効を求める申請が第6条(1)(b)に基づいており、先の商標が当該第6条(1)(b)による混同の危険の存在を正当化するのに十分な識別性をまだ取得していないこと

(c) 無効を求める申請が第8条(1)に基づいており、先の商標が当該第8条(1)による名声をまだ取得していないこと

第 II 章 失効

第 54 条 失効

(1) 商標は、次の場合は、スペイン特許商標庁に提出された申請により又は商標侵害訴訟における答弁書により、失効を宣言される。

- (a) 商標が第 39 条に従い使用されなかった場合
- (b) 商標の所有者の行為又は無為を理由に、取引上、当該商標が登録された商品又はサービスについての普通名称になっている場合
- (c) 商標が登録された商品又はサービスに関して、商標所有者がそれについて行った又はその同意を得て行われた使用の結果として、当該商標が、特にこれらの商品又はサービスの内容、品質又は原産地について公衆を誤認させる虞がある場合

(2) 失効理由が、商標が登録された商品又はサービスの一部のみについて存在した場合は、その宣言は関係する商品又はサービスのみに関する。

(3) 更に、スペイン特許商標庁は、次の場合は、商標の失効を宣言する。

- (a) 商標が第 32 条の規定に従い更新されなかった場合
- (b) 商標がその所有者により放棄の対象とされた場合

第 55 条 不更新を理由とする失効

(1) 商標に関して登録質権が存在するか又は所有権移転請求が係属中であり、所有者が当該商標を更新していない場合は、当該商標は質権が解除される又は移転請求が最終的に拒絶されるまでは失効しない。このような手続の結果として、商標の所有権の変更が発生した場合は、新所有者は、当該請求に関する決定が確定した日又は所轄官庁若しくは裁判所が差し押さえられた商標に関する最終決定をスペイン特許商標庁に通知した日から 2 月の期間内に、当該商標を更新することができる。この期間が満了した場合は、商標は、更新されていない限り、失効する。

(2) また、商標に関して動産抵当権が商標登録簿に登録されていることが判明した場合も、商標は不更新を理由に失効しない。抵当権の所有者は、商標の所有者が更新を請求していない場合は、第 32 条(3)において想定する延長期間の満了後 2 月以内に、商標の所有者の名義で更新を請求することができる。抵当権の所有者はまた、商標所有者が更新手数料を納付すべきであった期間の満了後 2 月以内に更新手数料を納付することができる。抵当権の所有者が想定する期間内に行わない場合は、商標の失効が決定され、第 46 条(2)に定める方法と同一の方法により登録簿に電子的に伝達される。

第 56 条 商標の放棄

(1) 商標の所有者は、商標が登録された商品又はサービスの全部又は一部について商標を放棄することができる。

(2) 放棄は、スペイン特許商標庁又は第 11 条にいう所轄官庁に書面により提出するものとし、それが商標登録簿に記入された場合に限り効力を有する。申請書がスペイン特許商標庁以外の官庁に提出された場合は、申請書を受領した官庁は受領から 5 日以内に添付書類と共にこれを同庁に転送する。

(3) 物権、購入選択権、質権又はライセンスが商標登録簿において商標に関して存在してい

る場合は、その所有者による商標の放棄は、それらの権利の所有者の同意が登録されない限り許容されない。商標の所有権請求が係属中であり、請求人の同意が登録されない場合も同様に、放棄は許容されない。

第 57 条 商標の不使用による失効

商標の不使用を理由とする失効の申請又は答弁書において、当該商標が第 39 条に従い使用されていること又は不使用を正当化する事由があることを立証することは、商標の所有者の責任とする。商標は、第 39 条にいう 5 年の期間の満了から失効の申請又は答弁書の提出時までの間に当該商標の実効的使用が開始されたか又は再開された場合は、失効を宣言することができない。ただし、失効を求める申請又は答弁書の提出に先立つ 3 月の期間であって、不使用の連続 5 年の期間の終了前でない日に開始する期間内の使用の開始又は再開については、失効を求める申請又は答弁書が提出される可能性を当該所有者が知得した後に使用の開始又は再開の準備が行われたと思われる場合は、これを考慮しない。

第 III 章 通則

第 58 条 無効又は失効を求める申請

(1) 次の者は、商標登録の無効又は失効を求める申請をスペイン特許商標庁に提出することができる。

(a) 第 51 条並びに第 54 条(1) (a), (b) 及び(c)において想定する場合は、自然人又は法人並びに適用される国家又は自治州の法令に従い適法に設立され、登記された製造業者、生産者、サービス供給業者又は取引業者を代表する集団又は機関及び利用者及び消費者の団体であって、自己が損害を被ったとみなし、かつ、手続能力を有するもの

(b) 第 52 条において想定する場合は、第 19 条(1) (b)から(e)までに規定する者

(2) 当該申請は、書面により行われ、十分に根拠付けられ、適正に文書化されなければならない、対応する手数料が納付されたときに限り、提出されたとみなされる。

(3) 失効又は無効を求める申請は、対象の商標が登録された商品又はサービスの全部又は一部に対して行うことができる。

(4) 無効を求める申請は、すべて同一の所有者に帰属する限り 1 又は複数の先の権利に基づいて提出することができる。

第 59 条 無効及び失効を求める申請の審査

(1) スペイン特許商標庁は、無効又は失効を求める申請を受領したときは、これを対象の商標の所有者に通知して、規則により定められる期間内に自己の主張及び証拠を提出することができるようにする。無効又は失効を求める申請の審査中に、同庁は、当事者に対し、必要と認める回数にわたり、規則により定められる期間内に他方当事者が提出した主張又は証拠に応答するよう請求することができる。

(2) 対象の商標の所有者の要請により、無効手続の当事者である先の商標の所有者は、無効を求める申請に先立つ 5 年間に、先の商標が、商標が登録され、かつ、無効を求める申請の根拠となる商品若しくはサービスに関して、第 39 条により定められる実効的使用の対象であったこと又は不使用を正当化する理由があったことの証拠を提出する。ただし、先の商標に係る登録手続が無効を求める申請の提出日の少なくとも 5 年前に完了していることを条件とする。

(3) 申立対象の商標の出願の提出日又は優先日に、先の商標が第 39 条の定めに従い実効的使用の対象とされるべきであった 5 年の期間が満了している場合は、先の商標の所有者は、(2)に基づいて要求される証拠に加え、申立対象の商標の出願の提出日若しくは優先日に先立つ 5 年間に、先の商標が実効的使用の対象であったこと又はその不使用を正当化する理由があったことの証拠を提出する。

(4) (2)に規定する場合において、同項において想定する要件が遵守されたときは、スペイン特許商標庁は、当該申請について先の商標の所有者に通知して、規則により定められる期間内に(2)及び(3)の規定に従い対応する使用の証拠を提出することができるようにする。同庁はまた、提出された証拠について対象の商標の所有者に通知して、規則により定められる期間内に自己の主張を提示することができるようにする。

(5) (2)及び(3)にいう証拠がない場合は、先の商標に基づく無効を求める申請は却下される。

(6) 先の商標が、商標が登録された商品又はサービスの一部のみについて第 39 条の規定に従い使用されている場合は、無効を求める申請の審査の目的で、先の商標は、商品又はサービスの当該一部のみについて登録されたとみなされる。

(7) (2) から (6) までは、先の商標が EU 商標である場合にも適用する。この場合は、EU 商標の実効的使用は、規則 (EU) No. 2017/1001 第 18 条の規定に従い決定される。

第 60 条 失効及び無効の効果

(1) 登録商標は、所有者の権利の失効が宣言された範囲において、失効を求める申請又は答弁書の日から、本法に示す効果を有していなかったとみなされる。当事者の要請により、失効を求める申請又は請求についての決定は、失効理由の何れかが発生した以前の日を定めることができる。

(2) 登録商標は、商標の無効が宣言された範囲において、当初から、本法に示す効果を有していなかったとみなされる。

(3) 商標の所有者が不正で行動していた場合に生じた損害賠償を害することなく、無効又は失効の遡及効は次の事項には影響を及ぼさない。

(a) 既判力を取得しており、かつ、無効又は失効の宣言前に実行された商標侵害についての決定

(b) 宣言前に実行された限りにおいて、無効又は失効の宣言前に締結された契約。ただし、公平のため、かつ、事情により要求される限りにおいて、当該契約に基づいて支払われた金額の返還を請求することは可能とする。

(4) 商標の失効又は無効が宣言された場合は、抵当権者は、保証債務の弁済期が到来したとみなすことができる。

第 61 条 司法上及び行政上の決定の最終性

(1) 裁判所は、スペイン特許商標庁が同一の当事者間で同一の対象及び同一の理由の申請について以前に最終決定によりその意見を既に表明している場合は、無効又は失効を求める答弁書を却下する。

(2) スペイン特許商標庁は、裁判所又は同庁自らが同一の当事者間で同一の対象及び同一の理由の答弁書又は申請を解決しており、この判決又は決定が確定している場合は、無効又は失効を求める申請を受理しない。

(3) 行政不服申立の当事者であった者は、当該不服申立において下された最終判決において、問題の本質に関して既に判決の対象であった同一の無効理由を援用して、商標の無効をスペイン特許商標庁に請求し又は民事裁判所に提起することができない。

第 61 条の 2 関連訴訟に関する規制

(1) 手続を続行する特別な理由がない限り、商標の無効又は失効を求める答弁書がなされた裁判所は、当該商標の有効性が別の裁判所又はスペイン特許商標庁に対して既に争われている場合は、職権をもって、当事者を聴聞することを条件として又は当事者の要請により、その他の当事者を聴聞することを条件として、その手続を停止する。

(2) 手続を続行する特別な理由がない限り、スペイン特許商標庁は、商標の有効性が裁判所に対して答弁書により既に争われている場合は、職権をもって、当事者を聴聞することを条

件として又は当事者の要請により、その他の当事者を聴聞することを条件として、当該商標の無効又は失効を求める申請に関する手続を停止する。

(3) 裁判所が商標の侵害について決定しなければならず、当該商標について無効又は失効を求める請求又は申請が別の裁判所又はスペイン特許商標庁に係属中である場合は、裁判所は、両当事者又は当事者の一方の請求により、他方当事者を聴聞した上で、当該他の裁判所又は同庁が提起された無効又は失効について最終決定を下すまで、手続の停止を命じることができる。

(4) 係属事項又は訴訟係属は、そのすべての手続の効果と共に、申請又は請求の提出時から発生する。ただし、それらが受理されていることを条件とする。

(5) 商標侵害についての請求が裁判所に対して提起された場合は、被告は、スペイン特許商標庁に対する当該商標の無効又は失効を求める申請を防御として使用することができず、代わりに対応する答弁書を当該裁判所に提起しなければならない。

(6) 消極的訴訟は、商標の無効又は失効の訴訟と共に提起することができない。

第 61 条の 3 登録簿への記入及び機関間の伝達

(1) スペイン特許商標庁は、商標の無効又は失効を求める申請又は請求の提起及びそれに関する最終決定又は判決を商標登録簿に記録する。

(2) 商標の無効又は失効を理由に答弁書が提出された裁判所は、職権をもって提起された日付を同庁に伝達する。当該商標について無効又は失効を求める申請についての決定が係属中である場合は、同庁は、その旨及び該当する場合は当該事情がないことを裁判所に通知する。

(3) 商標の失効又は無効を求める申請の決定が同庁に係属中であり、当該申請の提出日が答弁書の提起の日前である場合は、裁判所は、前項に従い通知を受けたときは、当該申請に関する決定が確定するまで、第 61 条の 2(1)に従い決定を停止する。同庁は、この最終決定を裁判所に伝達する。

(4) 無効又は失効を理由とする答弁書に関して確定した判決を下した裁判所は、職権をもって当該判決をスペイン特許商標庁に伝達して、(1)及び該当する場合は(5)の定めに従い進めることができるようにする。

(5) 商標の無効又は失効を宣言する決定又は判決が確定したときは、スペイン特許商標庁は、直ちに、登録取消及びその工業所有権公報における公告を進める。取り消された商標について有効な動産抵当権が登録されている場合は、取消は、動産登録簿に電子的に通知される。

第 VII 部 団体標章及び証明標章

第 I 章 団体標章

第 62 条 概念及び所有権

(1) 団体標章とは、第 4 条において想定する要件を満たし、商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の会社の商品又はサービスから識別するために用いられる標章を意味すると解される。

(2) 団体標章は、自己のために権利及び義務の所有者となり、契約を締結し又はその他の法律行為を実行する能力を有し、かつ、手続能力を有する製造業者、生産者、サービス供給業者又は取引業者の団体並びに公法に基づく法人に限り、出願することができる。

(3) 第 5 条(1)(c)の規定に拘らず、取引上商品又はサービスの原産地を示すために用いられる標章又は表示は、団体標章として登録することができる。団体標章により付与された権利は、その所有者に対し、第三者が当該標章又は表示を取引上を使用することを禁止することを可能にするものではない。ただし、当該使用が工業上又は商業上の公正な慣行に従い実施されることを条件とする。特に、当該標章は、地理的表示を使用する権利を有する第三者に対して拘束力を有することができない。

第 63 条 使用規約

(1) 団体標章の登録出願には使用規約を添付するものとし、同規約においては、出願人たる団体を特定するデータに加え、当該標章を使用する権限を付与された者、当該団体の構成員となる条件、当該標章の使用条件、当該団体の構成員が当該標章の使用を拒否される理由及び生じることがあるその他の制裁措置を明記する。

(2) 団体標章が原産地の表示からなる場合は、使用規約はその者の商品又はサービスが当該地域に出所を有し、かつ、使用規約に規定する要件を充足する何人も当該団体の構成員になることができる旨を規定する。

第 64 条 出願の拒絶

(1) 団体標章の登録出願は、個別商標と同一の方法及び同一の理由によるほか、これに加えて、第 62 条及び第 63 条の要件を充足しない場合又は使用規約が法律又は公序良俗に反する場合は、拒絶される。

(2) 団体標章の出願はまた、公衆に当該標章の特徴又は意義に関し誤認を与える可能性がある場合、特にそれが団体標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、出願人が使用規約の改訂により(1)及び(2)の要件を充足した場合は、拒絶されない。

第 65 条 使用規約の改訂

(1) 団体標章の所有者は、使用規約の改訂案をすべてスペイン特許商標庁に提出する。改訂される使用規約が第 63 条の要件を充足しない又は第 64 条に記載された登録拒絶事由の何れかに抵触する場合は、改訂は拒絶される。

(2) 使用規約の改訂は、スペイン特許商標庁において登録された時点から効力を生じる。

第 66 条 無効理由

第 51 条及び第 52 条において想定する無効理由に加えて、団体標章の登録は、当該標章が第 64 条の規定に違反して登録された場合は、スペイン特許商標庁に提出された申請により又は侵害訴訟における答弁書により、無効を宣言される。ただし、商標所有者が使用規約の変更により当該規定の定めを充足した場合は、この限りでない。

第 67 条 失効理由

第 54 条において想定する失効理由に加えて、団体標章の所有者の権利は、次の場合は、スペイン特許商標庁に提出された申請により又は侵害訴訟における答弁書により、消滅したと宣言される。

(a) 登録簿に記入された商標の変更を含め、使用規約が定める使用条件に反する商標の使用を防止する合理的な措置を所有者がとっていない場合

(b) 許諾された者により実施された商標の使用の結果として、当該商標が第 64 条(2)の定めに従い公衆を誤認させる虞がある場合

(c) 商標についての使用規約の変更が第 65 条(1)の規定に違反して登録簿に記入された場合。ただし、商標所有者が使用規約の変更により同条の要件を充足した場合は、この限りでない。

第 II 章 証明標章

第 68 条 概念

(1) 証明標章とは、第 4 条の要件を満たし、商標の所有者が材料、商品の製造若しくはサービスの提供の方法、原産地、品質、正確性又はその他の特徴に関して証明する商品又はサービスをこの証明を有さない商品及びサービスから識別するために使用することができる標章を意味すると解される。

(2) 自然人又は法人は、公法に基づく機関、当局及び団体を含め、当該人が証明される種類の商品の提供又はサービスの提供を伴う事業活動を営まないことを条件として、証明標章を請求することができる。

(3) 証明標章は、第 62 条(3)の規定の対象となる。

第 69 条 使用規約

(1) 証明標章の出願には使用規約を添付するものとし、同規約は、当該標章を使用する権限を付与された者、証明されるべき商品又はサービスの共通の特徴、当該特徴の検証方法、実施されるべき当該標章の管理及び監督、当該標章の不正使用により侵害が生じる際の責務及び該当する場合は当該標章の使用者が尊重すべき規則を示す。

(2) 使用規約は、証明標章が言及する商品又はサービスの内容に関して、所轄行政官庁からの承認報告書を受けることを条件とする。当該報告書が請求された日から 3 月の期間が、所轄行政官庁が当該報告書を交付することなく経過した場合は、当該報告書は承認されたものとみなされる。承認されない報告書の場合は、証明標章の登録出願は、該当する場合は出願人を聴聞することを条件として、拒絶される。

(3) 証明標章が原産地の表示からなる場合は、使用規約はその者の商品又はサービスが当該地域に出所を有し、かつ、当該規約の要件を充足する何人も当該標章を使用することができる旨を規定する。

第 70 条 出願の拒絶

(1) 証明標章の登録出願は、個別商標と同一の方法及び同一の理由によるほか、これに加えて、第 68 条及び第 69 条の要件を充足しない場合又は使用規約が法律又は公序良俗に反する場合に、拒絶される。

(2) 証明標章の出願はまた、公衆に当該標章の特徴又は意義に関し誤認を与える可能性がある場合、特にそれが証明標章以外のものであるとの印象を与える可能性がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、出願人が使用規約の改訂により(1)及び(2)の要件を充足した場合は、拒絶されない。

第 71 条 使用規約の改訂

(1) 証明標章の所有者は、使用規約の改訂案をすべてスペイン特許商標庁に提出する。改訂される使用規約が第 69 条の要件を充足しない又は第 70 条に記載された登録拒絶事由の何れかに抵触する場合は、改訂は拒絶される。

(2) 使用規約の改訂は、スペイン特許商標庁において登録された時点から効力を生じる。

第 72 条 無効理由

第 51 条及び第 52 条において想定する無効理由に加えて，証明標章の登録は，当該標章が第 70 条の規定に違反して登録された場合は，スペイン特許商標庁に提出された申請により又は侵害訴訟における答弁書により，無効を宣言される。ただし，当該標章の所有者が使用規約の変更により当該規定の定めを遵守した場合は，この限りでない。

第 73 条 失効理由

第 54 条において想定する失効理由に加えて，証明標章の所有者の権利は，次の場合は，スペイン特許商標庁に提出された申請により又は侵害訴訟における答弁書により，無効と宣言される。

- (a) 所有者が第 68 条 (2) に定める要件を充足しなくなった場合
- (b) 登録簿に記入された標章の変更を含め，使用規約が定める使用条件に反する標章の使用を防止する合理的な措置を所有者がとっていない場合
- (c) 当該標章の所有者が許可した使用の結果として，当該標章が第 70 条 (2) に従い公衆を誤認させる虞がある場合
- (d) 当該標章についての使用規約の変更が第 71 条 (1) の規定に違反して登録簿に記入された場合。ただし，当該標章の所有者が使用規約を更に変更することにより当該規定が定める要件を充足した場合は，この限りでない。

第 III 章 通則

第 74 条 使用規約の公的性質

スペイン特許商標庁に預託された団体標章又は証明標章についての使用規約は、何人も手数料を納付せずに、自由に閲覧することができる。

第 75 条 商標の使用

団体標章及び証明標章の使用のための要件は、第 39 条に従い許諾された者が行う使用によって充足される。

第 76 条 商標侵害を理由とする訴訟の提起

- (1) ライセンシーの権利に関する第 48 条(7)及び(8)の規定は、団体標章を使用する権限を有する者にも適用される。
- (2) 証明標章の場合は、その所有者又は所有者により明確に許諾された者に限り、標章侵害訴訟を提起することができる。
- (3) 団体標章又は証明標章の所有者は、当該標章を使用する権限を有する者のために、これらの者が商標の不許諾使用を理由に被った損害の補償を請求することができる。

第 77 条 団体標章又は証明標章の移転

団体標章又は証明標章は、それぞれ、第 62 条(2)又は第 68 条(2)の要件を充足する者に対してのみ移転することができる。

第 78 条 適用規定

個別商標に関して本法に記載される規定は、この部において別段の規定がない限り、団体標章及び証明標章に適用される。

第 VIII 部 国際商標

第 79 条 スペインへの領域拡張の申請

所有者が明示的に請求することを条件として、標章の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定(以下「マドリッド協定」という)のスペインにおいて有効な法律及びマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書(以下「議定書」という)又は双方の範囲内で行われた商標の国際登録は、拡張によりスペインにおいて効力を有する。

第 80 条 スペインにおける保護の拒絶及び付与

(1) スペインにおける国際商標の保護は、マドリッド協定第 5 条及び議定書第 5 条に従い拒絶することができる。

(2) 付与又は拒絶の目的で、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条(4)は、該当すれば国際商標登録に適用される。

(3) 第 18 条にいう出願の公告は、国際商標については、マドリッド協定第 3 条(4)又は議定書第 3 条(4)に従い国際事務局がその定期公報において行う公告に置き換える。スペイン特許商標庁は、国際事務局による当該公告についての言及を工業所有権公報において公告する。

(4) 第 19 条(2)に定める異議申立期間は、前項にいう言及を工業所有権公報に公告した時点に始まる。

(5) 第 21 条(1)に規定の場合は暫定的であり、また第 22 条(1)に規定の場合は最終的である保護の拒絶については、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則(以下「協定及び議定書に基づく共通規則」という)に定める方法及び期限までにこれを国際事務局に通知する。

第 81 条 国際登録出願

(1) 出願は、マドリッド協定の規定に従いスペインにおいて登録された商標の所有者により又は議定書に従い商標の所有者若しくは単なる出願人により、第 11 条(1)、(2)、(3)及び(4)に基づいて所轄官庁に対して行う。

(2) 国際登録の出願、当該登録の更新申請又は何れかの補正の登録申請時には、国内手数料が納付されるものとし、不納付の場合は、当該出願/申請は処理されない。

第 82 条 国際出願の予備審査

(1) 国際登録の出願が受領された場合は、所轄官庁は、次の事項を審査する。

(a) 出願が協定及び議定書に基づく共通規則に定める公定様式を使用して提出されたか否か

(b) 国内手数料が納付済みか否か

(2) 提出した出願がこれらの要件を充足しない場合は、出願人は認められた瑕疵について通知され、それらを規則により定められる期間内に訂正することができるようにする。当該瑕疵が訂正されない場合は、出願の取下としてこの事項は解決される。出願にこれらの瑕疵が一切認められない又は当該瑕疵が訂正された場合は、所轄官庁は出願又は該当する場合はその訂正版を受領した日を国際登録出願日として付与し、5 日以内に出願をすべての関連書類と共にスペイン特許商標庁に転送する。

(3) スペイン特許商標庁が出願を受領した場合は、原出願国の官庁として次の事項について

審査する。

(a) 出願人がマドリッド協定第 1 条及び第 2 条又は該当する場合は議定書第 2 条に従い国際登録を求める権利を有するか否か

(b) マドリッド協定第 3 条(1)又は該当する場合は議定書第 3 条(1)に従い遵守を証明する目的で、国際出願に含まれた情報が国内登録の情報又は場合に応じて国内登録出願の情報に対応するか否か

(4) 国際出願が審査された要件の 1 を充足しない場合は、スペイン特許商標庁はその瑕疵を出願人に通知して、規則により定められる期間内に訂正することを出願人に要請する。当該瑕疵が訂正されない場合は、当該出願の取下としてこの事項が解決される。

(5) 出願人が瑕疵を適切に訂正した場合は、スペイン特許商標庁は出願の訂正版の受領日を当該国際出願の出願日として示す。

第 83 条 国際登録の変更

(1) 議定書第 6 条(4)に基づいて取り消された国際登録は、当該国際登録の取消日から 3 月以内にスペイン特許商標庁に送付された場合は、スペインにおいて当該国際登録が対象とする商品又はサービスについての国内商標出願に変更することができる。

(2) 変更請求をする者は、第 12 条に従い国内登録出願を提出する。この出願には、次のデータも含む。

(a) 出願が変更のためである旨の陳述

(b) 出願が基礎とする国際登録番号及び日付

(c) 当該登録がスペインにおいて付与されているか又は付与が係属しているか否かに関する表示

(d) 第 29 条(4)に従い、通知を目的とする住所

国際事務局からの証明は、登録出願に添付され、当該商標及びその無効前にスペインにおいて効力を有していた国際登録の保護に係る商品又はサービスを表示する。当該証明には、スペイン語への翻訳文が添付される。

(3) 変更申請は、国際登録の日又は場合に応じて爾後のスペインへの拡張の日に提出されたとみなされ、優先権を有する場合は、この権利を享受する。更に、変更の申請は国内商標出願として処理される。ただし、変更の申請がスペインにおいて既に付与されている国際商標に言及する場合は、第 22 条(4)に従い、更なる手続なく、国内登録としての付与が認められる。絶対的又は相対的拒絶事由の存在を根拠とする審判請求は、この合意に対しては行うことができないが、有効な変更の要件又は出願された国際登録を直接付与する要件を充足しなかったことを根拠とすることができる。

(4) 第 31 条及び第 32 条の適用上、変更申請をスペイン特許商標庁が受領した日又は該当する場合は第 16 条(3)に規定の日が出願日とみなされる。

第 IX 部 EU 商標

第 84 条 EU 商標出願

EU 商標の出願は、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会による規則 (EU)No. 2017/1001 第 30 条に従い、EU 知財庁に対して行う。

第 85 条 失効又は無効の後続宣言

EU 商標がスペインにおいて効力を有する先の商標の経過年数の恩典を享受する場合は、この先の商標は、それが不更新、所有者による放棄又は該当する場合は維持手数料の不納付を理由に既に消滅している場合であっても、失効又は無効を宣言することができる。ただし、放棄又は消滅の時点で失効又は無効を宣言することが可能であったことを条件とする。この場合は、経過年数は、効力を失う。

第 86 条 EU 商標の変更

(1) EU 商標の出願を国内商標出願に変更する手続は、EU 知財庁により送付された変更請求をスペイン特許商標庁が受領した時に開始する。

(2) 変更請求のスペイン特許商標庁による受領時に始まる規則により定められる期間内に、請求人は次の要件を充足する。

(a) 第 12 条(2)に定めた手数料の納付

(b) スペイン語で起草されていない変更請求及び添付書類のスペイン語翻訳文の提出

(c) 第 29 条(4)に従い通知を目的とする住所の指定

(d) 商標が図形商標章であるか又は図形の要素を含む場合は、当該商標の複製 4 通の提供

(3) 前項において想定する期間内に前項に定める要件が遵守されなかった場合は、変更申請は、取り下げられたとみなされる。

当該要件が充足された場合は、スペイン特許商標庁は、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会による規則 (EU)No. 2017/1001 第 139 条(2)及び第 141 条(1)に従い、請求された変更の受理可能性について決定する。

(4) 変更請求は、EU 商標出願として付与された出願日に提出されたとみなされ、優先権又は経過年数が主張されている場合は、これらの権利を享受する。更に、変更請求は国内商標出願と同様に処理される。ただし、変更の請求対象が既に登録された EU 商標に言及する場合は、更なる手続なく、国内商標の地位が付与され、第 22 条(4)の規定が適用されるが、放棄、不更新又は商標所有者に起因するその他の理由により、決定がスペインにおける保護に影響を与える可能性のある無効又は失効の理由の実質に関して係属しているという事実は除くものとし、この場合は、当該請求は国内商標出願として処理される。本項に定める直接付与の合意に対しては、絶対的又は相対的拒絶事由の存在を根拠として審判請求することができないが、当該審判請求は、有効な変更の要件又は申請した EU 商標を直接付与する要件を充足しないことを根拠として行うことができる。

(5) 第 31 条及び第 32 条の適用上、スペイン特許商標庁が変更請求を受領した日が出願日とみなされる。

第 X 部 商号

第 87 条 概念及び適用規定

- (1) 商号とは、視覚的に表示することができる標章であつて、取引過程において企業を特定し、それを同一又は類似の活動を営む他の企業から識別するものである。
- (2) 特に、次のものが商号を構成することができる。
 - (a) 父方の名をとった名称、事業の名称及び法人の名称
 - (b) 架空の名称
 - (c) 法人の活動の主題を示唆する名称
 - (d) アナグラム及びロゴタイプ
 - (e) 画像、図形及び図画
 - (f) 前各号において非制限的に記載した標章の組合せ
- (3) この部に別段の規定がある場合を除き、商標に関して本法に記載される規定は、それらが内容において矛盾しない限り、商号に適用される。

第 88 条 登録拒絶事由

次の標章は、商号として登録することができない。

- (a) 第 87 条を遵守しないために商号を構成することができないもの
- (b) 第 5 条に記載された絶対的禁止事項の何れかに抵触するもの
- (c) 第 6 条から第 10 条までに規定の先の権利に影響を及ぼす虞がある標章

第 89 条 分類及び適用手数料

- (1) 登録出願は、出願する商号により識別されることを主張する活動について、当該活動がサービスの提供又は商品の生産若しくは市販に関するか否かに応じて、商品及びサービスの国際分類に従う類により分類して明記する。
- (2) 商号の出願及び更新は、商標と同一の方法により、対象となる類の数に従い該当する手数料の納付を条件とする。

第 90 条 登録により付与される権利

商号の登録は、その所有者に対し、本法に定める方法で商業取引において商号を使用する排他権を付与する。

第 91 条 商号の無効及び失効

- (1) その内容と矛盾しない限り、商号は、第 88 条に違反して登録されている場合にも、商標について規定される同一の方法及び同一の理由により無効と宣言される。
- (2) その内容と矛盾しない限り、商号は、商標について規定される同一の方法及び同一の理由により失効と宣言される。

追加規定

1. 管轄権及び手続に関する規則

(1) 特許に関する 2015 年 7 月 24 日に制定された法律 No. 24 第 XII 部に記載された有効な規則は、本法において規制する識別性のある標章の異なる方式に対して、これらの内容と矛盾しない又はその定めに違反しないすべてのものに関して適用可能である。ただし、これはすべて、次の各項の規定を害するものではない。

(2) 本法において規制する識別性のある標章の無効及び失効を宣言する権限は、第 51 条、第 52 条及び第 54 条の定めに従い、直接スペイン特許商標庁に及び答弁書を通じて民事管轄に属する。

(3) 司法機関に関する 1985 年 7 月 1 日に制定された組織法 No. 6 に従い、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日に発令された欧州議会及び理事会による規則(EU)No. 2017/1001 の適用における EU 商標裁判所の職務を割り当てられた商事裁判所は、同一又は類似の EU 及び国内又は国際商標に関して重ねて訴訟が提起された場合又は各請求の間にその他の関連があり、それらの少なくとも 1 が EU 商標の登録又は出願に基づく場合は、本法に由来する民事訴訟を審理する権限を有する。これらの場合は、権限は、EU 商標裁判所のみ属する。

2. 手数料

独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975 年 5 月 2 日法律 No. 17/1975)第 11 条(4)にいう手数料の正当事由及び金額は、識別性のある標章に関して、本法の付録に規定の通りとする。

3. 特許法の改正

(1) 特許法(1986 年 3 月 20 日法律 No. 11/1986)第 125 条については、次の文言を有する新たな(3)を追加する。

「特許を受ける権利の侵害を主張する訴訟の場合は、当該侵害が発生した又はその効果が生じた自治州における前項にいう同一裁判所も、原告の裁量により、裁判管轄を有する。」

(2) 特許法(1986 年 3 月 20 日法律 No. 11/1986)第 155 条については、次の文言とする。

「(1) 次の者は、スペイン特許商標庁に対して行為することができる。

(a) 行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992 年 11 月 26 日法律 No. 30/1992)第 III 部に従い行為する資格を有する利害関係人

(b) 工業所有権弁護士

(2) 欧州連合の加盟国に居住しない者は、すべての事案において、工業所有権弁護士を通じて行為する。」

4. 手続の完了

工業所有権に関する手続を完了する期限が土曜日に経過する場合は、当該手続は、当該土曜日に続く最初の就業日に有効に実行することができる。

5. 手続の解決のための期限

本法に準拠する手続を解決するための最長期間は、スペイン特許商標庁が個別申請を受領し

た日から起算するものとし、次の通りとする。

(a) 識別性のある標章の付与：申請が停止されず、異議申立がない場合は12月、当該事情の何れかが生じた場合は20月

(b) 識別性のある標章の更新：停止が生じなかった場合は8月、そうでない場合は12月

(c) 移転，物権，契約上のライセンス及び権利又は登録合意のその他の変更の登録：停止が生じなかった場合は6月，停止の場合は8月

(d) 権利の回復：6月

(e) 国際登録の変更：変更申請がスペインにおいて既に付与されている国際商標に言及する場合は5月，そうでない場合は国内商標の付与手続のために設定された期間

(f) EU商標の変更：変更申請が既に登録されたEU商標に言及する場合は5月，そうでない場合は国内商標の付与手続のために設定された期間。この場合は，当該期間は，申請人が第86条(2)の要件を充足した日から起算する。

(g) 特定の解決期限を条件としない他のすべての工業所有権手続：20月

6. 工業所有権公報

(1) スペイン特許商標庁は，各法令の規定に従い，異なる様式の工業所有権のためのサービス及び手続に関する申請，決定及び通知が記入される工業所有権公報を定期的に発行する。

(2) スペイン特許商標庁は，閲覧可能なコンピュータ媒体により工業所有権公報を公衆の利用に供する。

7. 他の登録可能な方式の工業所有権に対する権利の回復申請

(1) 第25条に記載された規定は，特許，実用新案，半導体商品の回路配置，工業的及び芸術的図案については，同規定がこれらの内容と矛盾しない限り，これらに対して適用される。

(2) 第25条(5)に定める例外に加えて，権利の回復は特許法(1986年3月20日法律No.11/1986)第33条(1)及び(2)並びに第39条(2)において想定される期限に対しても，同様に適用されない。

8. 電子的手段の使用

(1) 科学技術省は，2年の期間内に関連の権能を有する自治州と共同して，スペイン特許商標庁，該当する場合は自治州の所轄官庁とそれらのサービスの利用者との間の通信及び書類の交換が電子的媒体を利用して提出若しくは送信されることができ又は必要な場合は提出若しくは送信されるものとする場合を決定する権限を有する。当該通信及び各種書類の一般的条件，要件及び技術的仕様については，スペイン特許商標庁長官の決定によって設定される。

(2) 磁氣的媒体による又は電子的な出願及び書類の提出の一般的条件，要件及び技術的特徴が定められたときは，当該出願及び書類に課される手数料の額は，当該技術的媒体により提出され，手数料が事前に又は同時に納付された場合は，15%減額される。

9. 保護標章の伝達

スペイン特許商標庁により実施されるべき絶対的禁止事項の実体審査の目的で，次の事項が同庁に伝達される。

(a) 農業漁業及び食糧省の所轄官庁により：原産地名称，保護された地理的表示及び保護さ

れた植物品種の名称

(b) 保健及び消費経済省の所轄官庁により：医薬品法(1990年12月20日法律No. 25/1990)第15条(3)の規定に基づいて公告されたスペインにおける認可物質の公定スペイン語名称の一覧及び世界保健機関により公告された国際的な非専売名称

(c) 各種行政府の所轄官庁により：第5条(1)(k)に従い保護されるべき公益を有する標章

10. スペイン特許商標庁により実施されるデータベース照会についての契約上及び予算上の規則

(1) スペイン特許商標庁が行う国内又は外国データベースによる技術開発又は工業所有権一般についての照会は、2000年6月16日勅令No. 2/2000により裁可された行政契約に関する法律の改正版に定める条件による契約締結を必要としない。

(2) そのようなデータベースの使用には、スペイン特許商標庁の支出予算において適正、かつ、十分な残高があることを要する。当該データベースの照会についての供給業者に対する支払は、支出記録によって行うことができ、その証拠を提出しなければならない。

11. 電気通信ネットワークによる情報サービスの提供

スペイン特許商標庁は、自治州と協力して、電気通信ネットワークにより無償で、工業所有権公報並びに出願の法的地位、識別性のある標章、特許、実用新案及び工業意匠の同一性及び類似性、歴史的公文書に関する情報並びに技術情報若しくは工業所有権の普及目的又はその他の正当な目的でその開示が適切であるとみなされる工業所有権関連事項に関する情報全般を利用可能にすることができる。

12. 行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律No. 30/1992)の適用
工業所有権に関する行政手続並びに特に登録、更新及び権利移転の登録及びその他の登録行為のための手続は、その特定の規則に準拠し、更に行政及び共通行政手続の法制に関する法律(1992年11月26日法律No. 30/1992)の規定に準拠する。

13. 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律No. 17/1975)の改正

(1) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律No. 17/1975)第3条(1)は、改正され、次の文言を有する。

「(1) 当該機関の長」

(2) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律No. 17/1975)第4条は、改正され、次の文言を有する。

「(1) 当該機関の長は、スペイン特許商標庁が附設される省の次官とする。

(2) 当該機関の長の権限は、次の通りとする。

(a) 当該機関の方針を規定し、行動指針を設定すること

(b) 当該機関の長官の管理を承認すること

(c) 長官が定期的に提出する報告によって、スペイン特許商標庁の運営を熟知すること

(d) 収支予算の予備案及びその年度決算を承認すること

(e) 当該機関の年度活動報告を承認すること

(f) 該当する場合はその内容及び重要性により自己が知得した事項に関する契約を採択すること」

(3) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律No. 17/1975)第5条は、改正され、次の文言を有する。

「(1) スペイン特許商標庁長官は、当該機関の長が策定した指針を実施し、同機関の法定代理人として行為し、かつ、提供される業務を管理する有効な権限を有する。長官は同機関に依存するすべての事業体の監督及び監視を担当し、同機関の権限内のすべての事項を解決し、かつ、自己の管轄である工業所有権事項に関する自己の決定は、行政手続の最後とする。

(2) スペイン特許商標庁長官の指名は、当該機関が附設されている省庁の大臣による提案に基づいて勅令により行う。」

14. 周知又は著名な商標又は商号と混同を生じさせる虞のある法人名称の付与の禁止

法人名称の認可又は検証を管轄する登録機関は、申請された名称又は事業名称について、本法の条件に基づく周知又は著名な商標又は商号に対応する又はこれと混同を生じさせる可能性のある場合は、商標又は商号の所有者の許諾が得られた場合を除き、これを拒絶する。

15. スペイン特許商標庁の国際機関及び外国官庁との協力

スペイン特許商標庁が国際機関と共同して実施する研修活動及び協力活動並びに受益者として外国工業所有権官庁又はそれらの職員と連携して行う研修活動及び協力活動で、支援又は助成とみなすことができるものは、広報及び競争手続の対象ではない。

16. ネットワーク・ドメインネームに関する法案

適切な時期に、かつ、必要な検討及び協議後に、政府は議会に対しトップレベルの国のネットワーク・ドメイン「.es」に含まれる名称に関する法案を提出する。法案は、特に工業所有権法令により保護される識別性のある標章に適用される基準に基づく。

17. 商標侵害を理由とする会社の清算

商標法の侵害に関する判決が事業名称の変更を要求し、かつ、当該変更が1年以内に実施されない場合は、当該会社は権利として解散するものとし、商標登録官は第44条の規定を害することなく、職権でその抹消を実施する。

18. 法人名称に関する法案

適切な時期に、かつ、必要な検討及び協議後に、政府は議会に対し、法人の事業名称の規制法案を提出する。

19. 保護された原産地名称及び地理的表示に関する法案

適切な時期に、かつ、必要な検討及び協議後に、政府は議会に対し、現に有効な葡萄の木、ぶどう酒及びアルコール法(1970年12月2日法律No. 25/1970)を代替する保護された原産地名称及び地理的表示についての規制法案を提出する。

経過規定

1. 手続に関する経過規則

本法の施行前に開始された商標、商号及び事業標章についての手続は、従前の法令に従い行われ、解決される。

2. 既に登録された権利に対する本法の適用

(1) 従前の法令の有効期間中に付与された商標及び商号は、次の条項に規定する場合を除き、本法に準拠する。

(2) 工業所有権法に基づいて付与された商標及び商号で 1988 年商標法の有効期間中に更新されなかったものは、その更新及び 5 年ごとの手数料の納付については、次の規定に従う。

(a) 本法の施行後のその初回更新は、それらの法定存続期間 20 年の末日に先立つ 6 月以内に提出され、かつ、第 32 条の規定を遵守する。この更新は、原登録出願の出願日から 10 年間付与される。その後の更新は、本法の規定に従い行われる。

(b) 本法の施行後に行われた初回更新時まで、これらの商標及び商号は、対応する 5 年ごとの手数料の納付を条件とするが、失効の罰則付きとする。これらの目的で、5 年ごとの手数料の納付期日は登録が付与された日の各 5 周年月の末日とし、対応する納付は納付期日に先立つ 3 月以内又は当該期日の翌月に行う。

(3) 前項に含まれない商標及び商号であって、その付与が公告されている又はその最後の更新が 1988 年商標法の規定に基づいて出願されたが、原子核安全理事会により提供されるサービスについての手数料及び公定料金に関する法律(法律 No. 14/1999)の施行前であったものは、本法の施行後に行われた初回更新まで、対応する 5 年ごとの手数料の納付を条件とするが、失効の罰則付きとする。これらの目的で、第 2 回の 5 年の期間の納付期日は原登録出願の出願日の 5 周年月の末日とし、対応する納付は納付期日に先立つ 3 月以内又は当該期日の翌月に行う。

(4) 前各項にいう 5 年ごとの手数料の額は、本法の付録の附則 1.11 に規定する額とする。対応する 5 年の手数料の納付期間が手数料が納付されずに終了した場合は、当該手数料は、6 月を限度として、最初の 3 月以内は 25%の割増手数料及び翌 3 月以内は 50%の割増手数料を付して納付することができる。

3. 登録された事業標章に関する経過規則

(1) 本経過規定を害することなく、事業標章は、その登録が有効な限り、かつ、これがそれらの基本的内容と矛盾しない限り、本法の規定に準拠する。

(2) 事業標章の登録は、次の事項に従い暫定的にその存在を追求する。

(a) 本法の施行後 6 月以内に効力を有する事業標章は、当該施行後 7 年の期間において更新することができる。当該更新の申請書には、単一の類について付録の附則 1.8(a)に規定の更新手数料の 50%の納付の証拠を添付する。事業標章の更新が単一自治州に所在する自治体のみを含む場合は、更新申請書は当該自治州の所轄官庁に提出するものとし、当該所轄官庁は、適切な登録簿への記入を目的として、5 日の期間内にスペイン特許商標庁に対し更新申請書の提出及び規律の双方を適時に報告することを害することなく、これを規律し、かつ、事由を記録することを担当する。自治州の所轄官庁による請求により、スペイン特許商標庁はこ

れら事業標章についてのファイルの写しを発行する。これらの名称の更新のために納付すべき手数料は、所轄自治州によって回収され、当該自治州が規定する方法により納付される。

(b) 前号に従う更新がされなかった事業標章又は第1経過規定により本法の施行後に付与された事業標章は、それらが付与された又は最後に更新された10年又は20年の期間の末日まで、登録が維持される。5年ごとの手数料の納付を条件とする本号の対象である事業標章に関する納付については、失効の罰則付きで、それらが付与された又は最後に更新された法令に応じて、第2経過規定(2)(b)又は(3)に規定の期間内に納付される。当該経過規定(4)も同様に適用される。

前各号に規定の有効登録期間が満了した場合は、事業標章の登録は、恒久的に取り消され、その名称は不正競争法(1991年1月10日法律No.3/1991)第6条及び第12条に従い、不正競争に関する一般規定及び次の経過規定により保護される。

(3) 事業標章の有効登録期間中は、

(a) 以前に出願された又は登録された事業標章と同一の標章は、商標又は商号が出願された商品、サービス又は活動と同一の活動を指定するためには、登録することができない。これらの目的で、事業標章の所有者は、第19条に従い当該標章の登録に異議を申し立てることができる。又はそれらが本項に違反して登録された場合は、当該標章無効を請求することができる。

(b) 事業標章は、商標についての規定と同一の方法及び同一の事由により無効又は失効を宣言することができる。また、それに先行し、かつ、同一又は類似の商品、サービス又は活動のために意図されている商標、商号又は事業標章(この場合は、同一自治体について)と十分には相違していないとしても、それが登録されている場合にも、無効を宣言することができる。

4. 恒久的に取り消された事業標章の登録外保護

(1) 第3経過規定(2)の最後の段落の規定に基づいて恒久的に取り消された事業標章の所有者又は受益者は、当該識別性のある標章が第3経過規定(3)(a)に規定するように当該標章より後のものでありこれと両立しない場合は、当該事業標章が登録により保護を受けている自治体における商標又は商号の使用に異議を申し立てることができる。

(2) 事業標章の所有者が当該標章が保護を受けている自治体において商標又は商号の使用を知らず連続5年間黙認していた場合は、(1)の適用は停止する。ただし、これらの識別性のある標章が悪意で申請された場合は、この限りでない。

(3) 後に登録された商標又は商号の所有者は、(1)において想定される事業標章の使用に対しては、当該標章が前項に基づいて当該後の商標又は商号に対して最早援用することができない場合であっても、異議を申し立てることはできない。

(4) 本経過規定により付与された権利は、第3経過規定(2)の最後の段落に従い又は事業標章が連続した3年の期間使用を停止された場合は、登録無効後20年で消滅する。

5. 自治州の所轄官庁による登録活動の開始

工業所有権法令を施行する権限を法令により与えられた自治州は、スペイン特許商標庁との調整を条件として、それぞれの官報において、当該自治州の所轄官庁が本法に従い出願を受領し、審査する業務を開始する日を公告する。当該官庁の設立まで、それらに委任された登録機能は、スペイン特許商標庁によって履行される。

同様に、当該官庁が活動を開始するまで、スペイン特許商標庁は、該当する場合は、当該自

治州の官庁に提出された出願の出願日として、第 13 条にいう事項を記載した書類の受領日としてこれらの州が登録した日を割り当てる。

6. 商号の分類

(1) 本法の施行後の初回更新において、従前の法令に基づいて付与された商号は、第 89 条に従い分類される。

(2) 更新の申請人は、活動の一覧の文字通りの意味を変更することなく、自己の分類の提案を提出するものとするが、その活動順を変更するか又は自己の選択により活動を放棄することもできる。スペイン特許商標庁が提出された分類を正確であるとみなさない場合は、同庁は新たな分類を利害関係人に提案して、当該関係人が規則により定められる期間内にそれに対する決定を下すことができるようにする。この期間が満了した場合は、スペイン特許商標庁は、利害関係人が応答したか否かに拘らず、この事項を解決する。

(3) 初回更新のために、付録の附則 1.8(a)に規定の更新手数料を単一の類について納付する。その後の更新は、更新申請が含む類の数に応じて、適正なる金額での更新手数料の納付を条件とする。

7. 登録の併合

本法の施行後に、かつ、利害関係人の請求により行われる初回更新において、従前の法令に基づいて異なる類について付与された商標は、単一登録に統合することができる。ただし、所有者、標章及び日が同一であり、かつ、適正な追加更新手数料が納付されることを条件とする。当該併合手続は、規則により決定する。

8. 5年ごとの手数料の不納付による失効

第 56 条は、5年ごとの維持手数料の不納付のために失効を宣言される商標、商号及び事業標章に適用される。

廃止規定

(1) 同等又は下位のすべての規定で、本法の規定に矛盾するか又は抵触するものは、これを廃止する。

(2) 次の規定は、明示的にこれを廃止する。

(a) 商標法(1988年11月10日法律No. 32/1988)

(b) 勅令法により1929年7月26日に裁可され、その改訂版が1930年4月30日勅令により承認され、かつ、1931年9月16日法律による法の効力を以って批准された工業所有権法第XI部第II章について、それが商標、商号及び事業標章に関連する範囲まで

(c) 独立機関「工業所有権登録庁」を設立する法律(1975年5月2日法律No. 17/1975)第4条

(11)について、それが商標、商号及び事業標章に関する範囲まで及び第11条(5)第2段落(b)

(d) 工業所有権分野における緊急措置を定める勅令法(1998年7月31日勅令法No. 8/1998)第2条

(e) 原子核安全理事会により提供されるサービスについての手数料及び公定料金に関する法律(1999年5月4日法律No. 14/1999)第6追加規定、第7追加規定及び第2経過規定

最終規定

1. 本法は、憲法第 149 条(1) (9a)に規定するように、工業所有権法令に関する国家の権能に従い公布される。

2. 本法の展開

閣僚会議は、本法の実施及び展開に必要な規定を法制化する権限を付与される。

3. 施行

本法は、2002 年 7 月 31 日に施行する。ただし、第 V 部第 85 条並びに第 3 追加規定、第 4 追加規定、第 8 追加規定、第 10 追加規定、第 11 追加規定、第 13 追加規定、第 14 追加規定及び第 15 追加規定の規定は除くものとし、これらは官報における本法の公告の翌日に施行する。

付録

第2 追加規定に規定の手数料は、次の通りとする。

附則1 権利の取得, 防御及び維持

1.-(1) 次のものの登録出願手数料:

- (a) 商標又は商号: 出願された最初の各類につき, 154.38 ユーロ。以降は 100 ユーロ
- (b) 証明標章又は団体標章: 出願された最初の各類につき, 308.72 ユーロ。以降は 200 ユーロ
- (c) 国際登録(国内手数料): 41.43 ユーロ
- (d) EU 商標(受領及び転送手数料): 27.61 ユーロ

1.-(2) 分割手数料: 各出願又は結果となる分割登録につき, 58.68 ユーロ

1.-(3) 権利の回復手数料: 102.26 ユーロ

1.-(4) 特定の手数料が示されていない申請の手数料: 51.11 ユーロ

1.-(5) 主張された各外国又は博覧会優先権: 21.20 ユーロ

1.-(6) 補正: 商標出願又は登録か, 自発的か又は職権により命じられた停止の結果かを問わず, 商品又はサービスの類, 手順, 特徴, 一覧, 使用規約についての補正又は一般的に本法により許諾されたファイルの補正: 22.50 ユーロ

1.-(7) 異議: 異議申立: 42.00 ユーロ

1.-(8) 次のものの登録更新手数料

- (a) 商標又は商号: 更新される最初の各類につき, 178.73 ユーロ。以降は 120 ユーロ
- (b) 証明標章又は団体標章: 更新される各類につき, 359 ユーロ。以降は 240 ユーロ

1.-(9) 遅延: 更新及び連続5年ごとの手数料(経過規則)の納付遅延, 最長6月までとし, 最初の3月以内は25%の割増手数料及び翌3月以内は50%の割増手数料

1.-(10) 行政処分の不服申立及び再審査: 不服申立又は再審査請求の提出: 95 ユーロ

1.-(11) 連続5年ごとの手数料(経過規則): 79.90 ユーロ

附則2 権利移転及びその他の修正の登録

2.-(1) 所有権, ライセンス, 物権, 購入選択権若しくはその他の制限又は暫定救済措置若しくは強制執行措置の変更の登録又は削除: 影響を受けた各登録につき, 32.44 ユーロ [最高6,768.37 ユーロまで]

2.-(2) 所有者の名称の変更の登録: 影響を受けた各登録につき, 15.90 ユーロ [最高2,654.25 ユーロまで]

附則3 その他のサービス

3.-(1) 証明: 16.40 ユーロ

3.-(2) ファイルの閲覧及び視聴: 3.46 ユーロ

3.-(3) ファイルに関連する書類の複写: 11.05 ユーロに10ページを超過する各ページ当たり追加費用1.10 ユーロを加算

附則 4 公告

4.-(1) 不服申立人の請求により、識別性のある標章に関する行政不服申立手続の記録の公表の工業所有権公報における公告：138.06 ユーロ

4.-(2) 当事者の請求により、工業所有権公報における識別性のある標章に関する行政不服申立手続の不成立の公告：138.06 ユーロ